

令和7年度第1回小金井市放課後子どもプラン運営委員会

令和7年8月1日 午前10時30分～

萌え木ホール 3階 B会議室

次第

1 開 会

- (1) 小金井市放課後子どもプラン運営委員の委嘱状交付及び任命
- (2) 教育長挨拶
- (3) 小金井市放課後子どもプラン運営委員紹介

2 議 事

- (1) 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員長及び副委員長の選出
- (2) のびゆくこどもプラン小金井について
- (3) 議事録の承認について
- (4) その他

3 閉 会

[配布資料]

- (1) 令和7年度放課後子どもプラン運営委員名簿
- (2) のびゆくこどもプラン小金井（一部抜粋）
- (3) 各小学校区の1学期における実施報告
- (4) 令和5年度放課後子ども教室実施報告書
- (5) 令和6年度放課後子ども教室実績
- (6) 令和6年度第三回放課後子どもプラン運営委員会議事録
- (7) 意見提案シート

令和7年度放課後子どもプラン運営委員
任期: 令和7年8月1日～令和8年3月31日

No.	被推薦委員氏名	ふりがな	推 薦 団 体	委嘱・任命	新規・継続
1	國分 ひろみ	こくぶん ひろみ	小金井市社会教育委員	委嘱	継続
2	堀井 鈴代	ほりい すずよ	小金井市民生委員児童委員協議会	委嘱	新規
3	高橋 秀樹	たかはし ひでき	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱	継続
4	鈴木 寛	すずき ひろし	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱	新規
5	多田 典子	ただ のりこ	小金井市子供会育成連合会	委嘱	継続
6	黒木 鞠子	くろき まりこ	小金井市子供会育成連合会	委嘱	継続
7	前田 薫平	まえだ くんぺい	特定非営利活動法人 遊び・文化NPO小金井こらぼ	委嘱	新規
8	森田 加代子	もりた かよこ	NPO法人こども企画	委嘱	新規
9	川原 美紀	かわはら みき	小金井市立小中学校 PTA連合会	委嘱	継続
10	菱戸 美紀	ひしど みき	小金井市立小中学校 PTA連合会	委嘱	新規
11	武田 修宜	たけだ のぶよし	小金井市立小中学校長会	委嘱	新規
12	木本 武志	きもと たけし	小金井市立小中学校 副校長会	委嘱	継続
13	濱松 俊彦	はままつ としひこ	生涯学習課長	任命	新規
14	三浦 真	みうら まこと	図書館長	任命	新規
15	鈴木 茂哉	すずき しげや	公民館長	任命	新規
16	内野 敦史	うちの あつし	庶務課長	任命	新規
17	平田 勇治	ひらた ゆうじ	指導室長	任命	継続
18	平岡 美佐	ひらおか みさ	児童青少年課長	任命	継続
19	鈴木 美苗子	すずき みなこ	子育て支援課長	任命	継続

のびゆくこどもプラン 小金井

(令和7年度～令和11年度)

© Studio Ghibli

令和7年3月

小金井市
Koganei City



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

小金井市では、平成21年の子どもの権利に関する条例の制定を経て、平成22年に「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とする計画を策定し、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。更に、平成27年以降は子ども・子育て支援法に基づき計画を策定し、それまでの計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子どもオンブズパーソンを設置やいじめ防止条例を制定する等、子育て、子育て支援の総合的な施策を推進してきました。

この間、少子化の進行は止まらず、令和5年の東京都の合計特殊出生率は0.99と1を下回りました。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化から、周囲の協力が得られず孤独な状態で子どもを育てる「孤育て」家庭が増加しており、児童虐待件数の増加、子育てに困難を抱える家庭の増加、支援を必要とする子どもの増加、さらには新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴うひきこもりや不登校など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化し続けています。

このような社会的背景を受け、国は令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」では、こどもの権利、養育や生活の保障、意見表明と社会参画の機会の確保をはじめとした6つの基本理念が示され、こども・若者施策を総合的に推進すべく「市町村こども計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。また、令和6年4月に施行された「改正児童福祉法」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとされています。

小金井市においても待機児童ゼロの達成・継続、子どもオンブズパーソンによる子どもの権利救済、児童福祉と母子保健を一体的に実施することも家庭センターの設置、子どもの居場所の提供支援など、子どもや子育て家庭への相談支援に取り組んできました。しかし、不登校児童生徒の増加、ひきこもりやヤングケアラーなど生きづらさを抱える子どもの課題は複雑・多様化しています。このように子どもをとりまく社会や環境は変化しており、「子どもがのびのびと育つまち」の実現のためにはきめの細かい支援が必要となっています。本計画では、これまでの基本理念を継承しつつも、これまでの子ども・子育て施策に若者施策を加えて総合的に推進するための「こども計画」とするとともに、地域の子ども・若者・子育て支援を総合的に推進していきます。

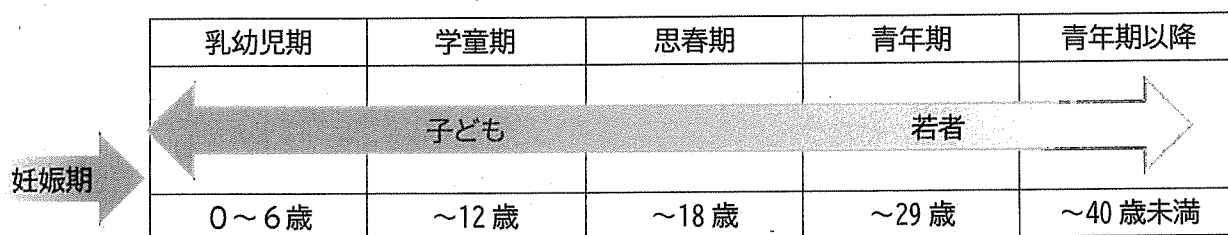
2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づくこども・若者計画、こどもの貧困対策推進法第10条第2項に基づくこどもの貧困対策計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を包含するものであり、母子保健に関する施策については、令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえています。

更に、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

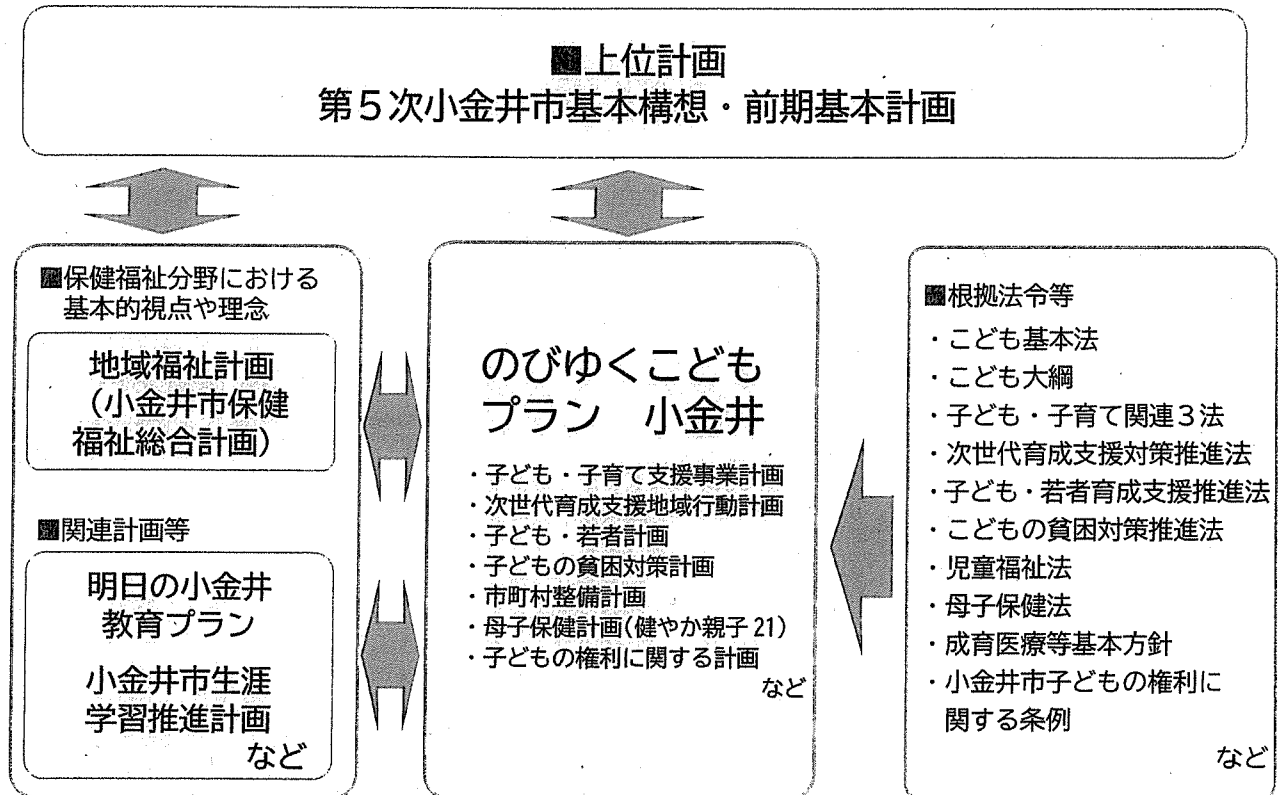
■計画の対象



本計画の対象である「子ども」とは、こども基本法等の考え方に則り、年齢等で区切らず妊娠期から切れ目なくサービスを提供する対象であり、心身の発達の過程にあり、こども施策が必要な人全般としつつも、こども大綱では、「若い世代」を「20歳代、30歳代を中心」としていることから、おおむね40歳未満までを「若者」とし、計画の対象として考えます。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。小金井市においては、子どもの権利に関する条例等において「子ども」を用いてきました。本計画においても、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、「子ども」を用いることとします。

■関連計画及び根拠法令等との関係について



■こどもの総合計画としての位置づけ

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、かつ子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。本計画においても子ども施策を総合的に推進します。

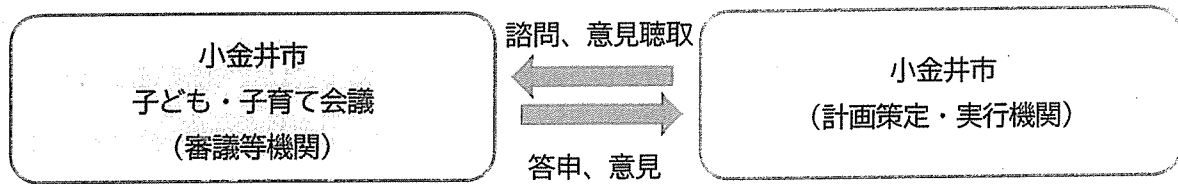
3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
のびゆくこどもプラン 小金井 (第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)					のびゆくこどもプラン 小金井					次期計画
第4次	第5次小金井市基本構想									
後期	前期基本計画					後期基本計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



3 施策の体系

小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより
子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する

基本的視点	基本目標	重点施策
1 子どもが心豊かに成長できる	1 子ども之最善の利益が守られている	1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します 1-2. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます 1-3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラー支援を行います 1-4. いじめや自殺を防止し、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守るネットワークづくりを進めます
	2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる	2-1. 子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します 2-2. 子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します 2-3. 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します 2-4. 子ども・若者の社会的自立に向けて応援します
2 子育て家庭が子育ての喜びを感じられる	3 子育て家庭が必要な支援につながっている	3-1. 母子保健（関連）事業を充実します 3-2. 子育てに関する相談・支援・情報提供を充実します 3-3. 多様化する保育等ニーズに対応し、子育て環境を充実します 3-4. 子育て家庭の経済的負担の軽減、及び就労を支援します
	4 子育ち、子育て家庭の困難が軽減されている	4-1. ひとり親家庭を支援します 4-2. 特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します 4-3. 外国籍の子どもと家庭を支援します 4-4. 家庭での子育ち、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 地域で子育ち、子育てを支え、まちが笑顔であふれる	5 地域社会が子育ちを見守り支えている	5-1. 子どもが安心して学べる環境を作ります 5-2. 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくれます 5-3. 子育ち、子育てしやすい生活環境等を整備します 5-4. 地域の緑と環境を守ります
	6 地域社会が子育てを見守り支えている	6-1. 地域の子育てネットワークを整備します 6-2. 誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します 6-3. 地域の公共施設の活用を進めます

(9) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【対象児童】 未就学児童

■量の見込みと確保の内容

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045
確保の内容（人）	1,056	1,030	1,034	1,038	1,045

■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、在園児童が認定されている保育時間を超えた保育を希望する場合のニーズに対応しています。保育標準時間認定では、11時間を超えて利用する場合に延長保育となり、保育短時間認定では、8時間を超えて利用する場合に延長保育となります。延長終了時間は、市立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時30分の間で時間が異なります。今後も既存の保育施設において継続的な実施体制の維持を図ります。

(10) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

子どもたちの健やかな成長を図るため、放課後等の安全安心な居場所や生活の場を提供する事業です。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが小金井市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

【対象児童】 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

【対象児童】 就学児童

第5章 子ども・子育て支援事業計画

量の見込みと確保の内容

<計画期間の学齢期児童数の推計（再掲第2節1（3））>

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6歳	1,040	1,085	1,158	1,156	1,114	1,106	1,081	967	997	925	-17.0%
7歳	1,041	1,058	1,110	1,170	1,166	1,128	1,119	1,096	982	1,006	-13.7%
8歳	987	1,038	1,067	1,113	1,168	1,165	1,126	1,122	1,099	981	-16.0%
9歳	983	1,004	1,055	1,070	1,127	1,184	1,180	1,142	1,138	1,111	-1.4%
10歳	976	999	1,008	1,056	1,091	1,132	1,190	1,188	1,150	1,143	4.8%
11歳	968	994	1,019	1,003	1,060	1,102	1,144	1,203	1,201	1,159	9.3%

	実績					推計					伸び率 (R6とR11 の比較)
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
6-8歳	3,068	3,181	3,335	3,439	3,448	3,399	3,326	3,185	3,078	2,912	-15.5%
9-11歳	2,927	2,997	3,082	3,129	3,278	3,418	3,514	3,533	3,489	3,413	4.1%
合計	5,995	6,178	6,417	6,568	6,726	6,817	6,840	6,718	6,567	6,325	-6.0%

(各年4月1日)

図 6～11歳の実績・推計

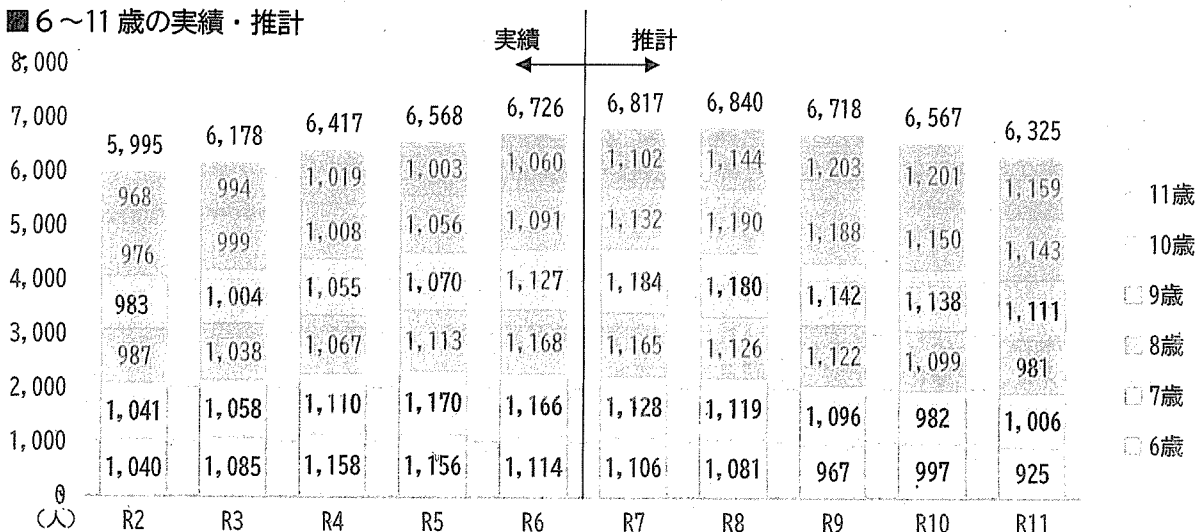


図 放課後児童健全育成事業（学童保育）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1,827	1,924	1,998	2,097	2,161
	1年生	600	640	625	704	713
	2年生	543	588	629	616	689
	3年生	515	486	529	566	552
	4年生	34	40	39	39	38
	5年生	65	66	66	63	63
	6年生	70	104	110	109	106
	【低学年】計	1,658	1,714	1,783	1,886	1,954
	【高学年】計	169	210	215	211	207
平均利用人数 予測（人）※	低学年	1,326	1,371	1,426	1,509	1,563
	高学年	135	168	172	169	166
確保の内容 （人）	低学年	1,240	1,320	1,400	1,480	1,560
	高学年	0	0	0	0	0

※ 量の見込みに過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合80%を乗じた人数

■放課後子ども教室

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容	開催回数（回）	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600

※天候や暑さ指数などで中止を考慮した場合

■確保策推進等についての考え方

① 放課後児童健全育成事業

現在、多くの学童保育所が定員の超過状態にあり、更なる受入れ体制の充実が、引き続き課題となっています。小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までの低学年児童のみを受入れている現状においても、既に定員超過状態にある一方、計画期間中において低学年の量の見込みは約2割増加する見込みです。

定員確保については、保育がより必要な学齢である低学年児童の受入れを最優先として行い、高学年児童の放課後の居場所等の確保については、放課後子ども教室事業や児童館事業等を活用する他、子どもの放課後の過ごし方の課題として検討していきます。

今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、民間活力や公共施設の活用等、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

特に、運営にあたっては、サービスの向上を目的とした開所時間のさらなる延長並びに障がいのある児童の受入学年の拡大等、放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等についても、市民ニーズ等を踏まえ、検討します。

② 放課後子ども教室事業

放課後子どもプラン運営委員会、小学校ごとのコーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を行っています。今後、学校以外の場所での開催も視野に入れていきます。また、特別な配慮を要する児童への対応には、スタッフを増やすなどの必要な措置を行います。

③ 両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに全小学校区（校内交流型6校、連携型3校）で放課後子どもプラン協議会を設置しています。

協議会では、共通プログラムと学校施設の活用に関すること、及び放課後の子どもの居場所に関する情報共有について協議し、放課後子ども教室共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討します。合わせて、連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業担当者の連絡、情報交換を密にします。

また、放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。

教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします。

一小放課後子供教室【愛称：みけねこ】

活動場所	学校内	学校外
	○	○
開催日数	60日／1学期	
参加人数	73人／1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	○	

■主な活動場所

校内（校庭、体育館、図書室）校外（図書館）

■開催日

月～金 14:20～17:00（11月～2月 16:30）

■参加対象

第一小学校内の学校区在住の小学生

■申込み手続き

学校を通じて配布される参加申込書による

活動紹介

令和7年度、一小は児童数増加に伴うクラス数の増加で、空き教室がなくなりました。そのため、6時間目が終了しないと、校舎内での活動ができません。5時間授業の学年は、となりの図書館の児童室で読書しながら放課後サポーターと待機しました。6月中旬までは、月・火・木は校庭開放、水・金は体育館開放を実施しました。

6月後半は校庭での発掘作業が始まり、放課後子ども教室は、月～金、体育館で実施しました。7月からは、（学童と体育館の使用を協議し）月・火・木は体育館、水曜日は図書室、金曜日は図書館集会室で実施しました。

校庭では、自由遊び。体育館では自由遊びのほか、工作、学芸大の学生サークルによる集団遊びなどの企画ものの教室も開催しました。場所や活動内容に制限があってもその中で最大限に子供たちが楽しんでもらえるように、推進委員会ではアイディアや知恵を絞っています。七夕の時期には、地域の方から大きな笹をいただき、体育館入口で飾り付けをしたり、図書館では、子供たちの手作りのしおりをカウンターに置いてもらったり、周辺との関わりも増えました。

遊びのスペースが少なくなっているせいか、例年に比べ放課後でのトラブルが増加しています。保護者へ連絡、学校に相談するなど、放課後だけで抱え込まないように対応を見直しました。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 コーディネーターは一小保護者 OG（PTA 役員経験）、放課後子どもサポーターは保護者や地域の方が担っている。

■配置人数 4～6名/回

■運営体制 一小放課後子ども教室推進委員会が企画・運営について協議・決定している

二小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	67日／1学期	
参加人数	80.6人／1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所

小金井第二小学校内多目的室（独立使用スペース）
同校体育館・校庭・中庭

■開催日

月曜日～金曜日（給食実施日）

■参加対象

全学年及び特別学級児童

■申込み手続き

初回参加時保護者記入の緊急連絡先カード提出

活動紹介

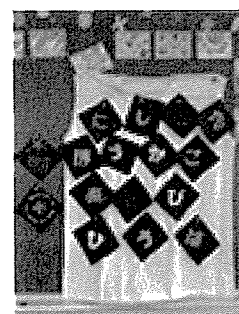
当教室では、完全自由参加型を採用しており、開催時間内での参加時間は、各個人が自由に設定して参加する体系を整えています。一教室を専用で利用しているため各自参加カードを受付で提出し、校庭や体育館が使用可能な時刻になった場合活動場所を自由に選択し、教室の出入りをチェックすることにより活動場所の確認を行っています。また、週に2日は、「ちょこっと体験教室」と称し、工作体験、スポーツ体験、書道体験などの指導者を置いた自由参加の体験活動を行っています。1年生から6年生までそれぞれの段階に合わせ難易度を上げたり過程を増やしたりすることで一緒に活動ができるよう工夫しています。

また、年に3回全参加者対象にお楽しみ会を実施しており、夏には、「にしょう水風戦“夏の陣”」と称した水風船合戦を開催し好評を得ています。また、冬には、「クリスマス会」、3月には「1年頑張ったね会」を開催し季節や時間の感じ方を取り入れた活動に工夫を凝らしています。

さらに、教室の環境整備に力を入れ、手洗い、器具の消毒や換気等を徹底し事故や感染症のない安全な所づくりをめざし実現させています。

【1学期活動例】

- 感謝の気持ちを込めて母の日・父の日のおくりものをつくろう
- マイはにわちゃん作陶体験
- まわれ！かざぐるま！
- あのアニメでもでてきた“むしぶえ”をつくってみよう！
- ステンシルに挑戦……などなど



コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 地域住民（主に卒業生の保護者）、在校生保護者、大学生など
- 配置人数 複数の活動場所が想定されるため1日人体制で実施
- 運営体制 コーディネーター兼推進委員長を中心に推進委員会を設置し環境整備と運営にあたる

第三小放課後子供教室【R7 1 学期概要】

活動場所	学校内	学校外	■主な活動場所 校庭・図書室・体育館・視聴覚室・第2理科室 ■開催日 月・火・水・木(隔週)・金 ■参加対象 児童 ■申込み手続き 不要・参加カードに緊急連絡先と保護者印
開催日数	R6実績 153日/年間		
参加人数	12,395人/1日平均81人		
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型	
	○	○えいこむ	
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム	
	○		
学童クラブとの連携	一体型	連携型	
	○		

活動紹介

校庭あそび：月・水・金 の週 3 日開催。一輪車、バスケット、サッカー、野球(ゴムボール)、砂遊び、プランコなどが人気。参加児童の内訳は、1年5人、2年18人、3年18人、4年10人、学童約80人程度。安全に気をつけながら楽しく友達や異学年で遊べる場になっています。

バドミントン：月 週に一回。毎回15～20人の児童(5年6年も含む)が参加。バドミントン指導実績のある方に講師を依頼。丁寧で優しい指導。ラケットのガット交換も実践し、道具を大切に扱うことも学んでいます。

図書室開放：水 週に一回。宿題や自由学習、読書や折り紙、版ゲームなど楽しんでいます。

てらこや：火 週に一回。第二理科室。宿題や学習を中心に異学年でも和やかに過ごします。

えいこむ(英語のコミュニケーション教室)：木 隔週。視聴覚室。月毎のテーマに沿った単語を学ぶ。アイス屋さんごっこなどの遊びを通じて英語でのやりとりを楽しむ、毎回申込5分で定員になる人気教室。1年の2学期から2年の7月までをタームとしています。参加の半分は学童児童です。

おはなし会(カラフル)：月一回。視聴覚室。30人程度の参加。テーマに沿った絵本の読み聞かせや折り紙の指導などをおこなっています。絵本や紙芝居に興味を持つ児童も多く、読書への関心を高めるきっかけにもなっています。学童を休んで参加する児童もおり定着した人気の教室です。

学童との協力：えいこむでは学童児の参加名簿を学童に事前に渡し、終了後は学童まで引率。校庭遊びではルール共有や遊ぶ範囲(学童のプログラム)の譲り合いをしている。大きな怪我があった際は情報を共有している。

課題：雨天、校庭の代替場所がなく中止としている。体育館が授業やクラブ活動で使用している時は廊下などで宿題をさせ待たせている。固定して使用できる教室があれば安定的な実施に繋がる。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 随時、口コミでの紹介が多い。

■配置人数 校庭は5人～6人。他は適宜。

■運営体制 コーディネータ、副コーディネータ、安全管理員20名、バド講師、えいこむ講師。推進委員会として年2回ほど集まり安全確認等をする。カラフルはボランティア団体

第四小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	183日/年間	
参加人数	25人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	月数回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所

校庭、第一会議室、第二会議室、図書室、視聴覚室

■開催日

月曜～金曜、14時30分～16時30分
(11月～2月と金曜日は16時まで)

■参加対象

原則全校児童および地域児童(幼児は保護者同伴)

■申込み手続き

児童登録カードの提出、参加カードを作成

活動紹介

<開催内容>

- ・月曜日 校庭あそび・室内あそび(ボードゲーム)
- ・火、木、金曜日 校庭あそび
- ・水曜日 室内あそび (自由工作、ボードゲーム、学習アドバイザーによる教室)
- ・校庭あそびでは、地域の高齢の方から大学生まで幅広いスタッフで、子どもたちが色んな年代との交流
- ・室内あそびにおいては、ボードゲームを大人も一緒に楽しむことで、大勢でゲームをする体験をし、お互いに新たな学びもある。
- ・学習アドバイザーによる教室では、子どもたちの体験だけでなく、見守りスタッフも、経験豊富な学習アドバイザーより、子どもの接し方等学ぶ機会になっている。

<特徴>

- ・四小の南北に長い学区には東京学芸大学内のプレパーク、貫井北センター、北一会館、環境楽習館、三楽公園、けやき公園、貫井南児童館、団地公園と安心して遊べる施設もあり、子どもたちは、放課後子ども教室以外に遊べる場所を選べる環境にある。

<課題>

- ・コーディネーター業務の中の安全管理は重要な部分であるが、天候による開催の判断が、各校に任されている点。特に、ゲリラ豪雨は時間とともに予報が変わる。放課後子ども教室終了時間の下校時刻は学校の下校時刻とは違うため、コーディネーター判断に任されている。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 正副コーディネーター(2名)、放課後子どもサポーター(現在45名)毎年募集
- 配置人数 校庭遊び6名、室内遊び5名、教室(学習アドバイザー1名+配置4名)
- 運営体制 楽しい四推進委員会 3回/年、学校と来年度についての話し合い(年度末)、協議会(行政、学校、学童保育所、放課後子ども教室)

東小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	-
開催日数	60日/R7(1学期計)	
参加人数	90人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	数回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	-
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	○	-

活動紹介

■主な活動場所

校庭、体育館、ミーティングルーム(体育館 2F)

■開催日

校庭開放 月～金 放課後

ちＱ人(国際交流) 水曜日の放課後 不定期

おやじの会(親子イベント) 土日祝 不定期

■参加対象

原則全校児童および地域児童(幼児は保護者同伴)

■申込み手続き

学校を通じて登録用紙を配布(イベント毎に申込み)

令和7年度(1学期)

<放課後の校庭開放>

(月～金) 6限終了後～17時 (水) 15時～17時

校庭開放/体育館使用(宿題やカードゲームなどの室内遊び)

参加は全学年対象で6時間授業の児童はそのまま参加、その他の児童は再登校

午前授業の日等(主に水曜日)は15時開催

子どもたちは校庭で学童児童とも一緒に遊んでいます。東小は学童と一体型の事業形態をとっているため、校庭では全ての児童をまるごと見守りしています。雨天、猛暑時は体育館開放に切り替え、学童と半面ずつ使用しています。

現在、学生の見守りスタッフ3名にお手伝いしてもらっています。学生スタッフがいる時には高学年児童も積極的に遊びに来てくれます。

<プログラム活動>

「ちＱ人」 留学生との国際交流イベント 水曜日

5/28「がいこく人とあそぼう」

6/25「ちＱ人とたなばた」

「東小おやじの会」 親子で参加できるイベント開催 土日祝

6/8「光と色のふしぎ実験」

7/21「水鉄砲大会」猛暑のため中止⇒「体育館遊び」に変更

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 コーディネーター(PTA役員保護者OG)、

サポーター(現役保護者、保護者OB・OG、大学生、)

■配置人数 校庭開放 サポーター 4～5名、

プログラム活動 学習アドバイザー 1名 サポーター 3～5名

(国際交流イベント/土日親子交流遊びなど)

■運営体制 東小学校放課後子ども教室推進委員会

(交流イベント協力団体 「東小おやじの会」「ちＱ人」)

前原小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	-
開催日数	50日/1学期	
参加人数	132人/1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	-
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	-
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	○	-

■主な活動場所 校庭（悪天候時は多目的ルームにて室内遊びに振替。但し、地域未来塾開催日はなし）

■開催日 月曜～金曜、13時～17時（但し、冬期は16時30分終了）

■参加対象 原則、全校児童および地域児童（幼児は、保護者同伴）

■申込み手続き
登録用紙の提出（年度更新）

活動紹介

令和7年度（2025）1学期活動報告

～自由遊び（月曜～金曜）・自由工作（水曜のみ）～

2009年から、「前原の子どもたちは地域で見守る」をコンセプトに、多世代のスタッフが、学童児童を含む100人～200人近い子どもたちを日々見守っています。

児童登録者：約260人。今年度は、低学年よりも高学年の参加が多いです。

スタッフ登録者：約30人。19歳の学生から在校生祖母までが登録しています。

- ・週5日制、全・全日開催中
- ・児童の主体性・自主性・創造性を重んじた居場所として、自由遊び・自由工作を基本としています。
人気の自由遊び：一輪車、サッカー、野球、ドッジボール、バスケットボール、バレーボール、バトミントン、フリスビー、フラフープ、ホッピング、大縄、短縄、駒、けん玉など（宿題をしてから遊ぶ子もいます）
人気の自由工作：ダンボール工作、パック工作、粘土遊び、クリスマス飾り作り等
- ・室内遊びは、低学年の参加が多く、お絵かきや折り紙、工作、カードゲーム、カルタ、ボードゲーム、あやとり、お手玉、おはじき、手作りゲーム等が人気。
- ・課題…1学期中止12回のうち10回は悪天候時の室内教室が確保できなかったため。
予算や児童数の増加など、喜ばしい反面、居場所の確保が課題。

地域未来塾との連携も3年目になりました。子どもたちは自由遊び・自由学習の場として上手に使い分けています。

まえはら学童の委託業者が今年度から変わり、お互いに新たな関係性を構築中です。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 随時募集中
- 配置人数 校庭6人、室内4人、自由工作3人（内学習アドバイザー1人）
- 運営体制 前原小学校放課後子ども教室推進委員会

本町小放課後子ども教室【1 学期報告】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	69 日・77 回／1 学期	
参加人数	4,913 人 (71.2 人／日平均)	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	○
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

- 主な活動場所 室内教室（低学年算数教室）、校庭、体育館、図書室、理科室
- 開催日 月～金曜日の 14：20～16：30
全校4時間授業日は 13：00～他
- 参加対象
本町小学校区の児童、幼児（保護者同伴）も可
- 申込み手続き
初回参加時に、登録申込書を提出する

活動紹介

令和7年度1学期の本町小放課後子ども教室は、4月9日（水）～7月28日（月）まで69日開催し、総参加人数 4,913 人・1 日平均 71.2 人でした。本町小では、昨年度地域未来塾で開催していた 4 教室（「本町っ子チャレンジ部」「ウキウキ！ものづくり体験ラボ」「わくわくアート教室」「ブーちゃん読書教室」）が今年度から放課後子ども教室で開催されることになり、毎日放課後に開催する「本町小放課後子ども教室」に加えて充実した教室運営となりました。

【各教室概要】

- 「本町小放課後子ども教室」（月～金曜の 14：00～16：30 開催。6・7 月は 16：45 まで）
室内教室（低学年算数教室）にてボードゲームや工作・宿題など、校庭（雨天・高温時体育館）にてサッカーや野球、ボール遊び、鬼ごっこなどで自由に遊べる。
- 「本町っ子チャレンジ部」（6 月から。毎週木曜 15：00～16：45、図書室にて開催）
大学生がファシリテーターとなり、子どもの好きなことや興味のあることを深掘りする探究教室。事前申込制で参加者 23 名。1 学期に 6 回開催。ゲームづくりやダンス、工作など多岐テーマ。
- 「ウキウキ！ものづくり・体験ラボ」（5 月から。月 1 回ペースで理科室にて開催）
5 月に「磁石実験教室」、7 月に「鉄道教室」、夏休みに「あわあわバスボム・冷え冷えカイロ」の全 3 回を開催。磁石教室と鉄道教室は学芸大学、バスボム・カイロは多摩科学技術高校の協力。
- 「わくわくアート教室」・「ブーちゃん読書教室」（4 月から月 1～2 回ペースで開催）
この 2 教室は、「本町小放課後子ども教室」の室内教室で開催している。わくわくアートは学芸大生の協力で子供たちが自由にのびのびと作品を制作。制作した作品は 9 月の本町小 60 周年記念イベントにて体育館に展示予定。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 配置人数 毎回子どもサポーターを 6 名配置（室内教室 2 名、校庭 4 名）
- 運営体制 本町小放課後子ども教室推進委員会が企画・運営
推進委員（令和7年度7月現在）23 名

緑小学校放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	—
開催日数	68日／1学期	
参加人数	約110人／1学期1日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	年15回
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
	○	—
学童クラブとの連携	一体型	連携型
	—	○

■主な活動場所

校庭、図書室、体育館、算数少人数教室

■開催日

【1学期】 実施日数：68日 実施回数：70回
 (月)～(金)：下校時刻から16:30
 (土)：9:30～12:00(学期に1回/年3回)

■参加対象

全校児童および地域児童(幼児は保護者同伴)

■申込み手続き

年度ごとに初回参加時に登録用紙の提出。以降は受付のみ。

活動紹介

・(月)～(金)：校庭遊び／室内遊び 同時開催

全学年、帰りの会終了後、そのまま参加可。(1年生はGW明けからそのまま参加可)
 雨天、猛暑日は、校庭を体育館や室内活動に切り替えるため、原則、中止なし。

・(土)：レッツ！おやじの会

年3回、土曜日の午前中に開催。全学年対象。

・1学期参加人数 小学生7,265人(うち学童2,829人)

4月後半から5月は、体育科発表会やスポーツテスト準備のため校庭や体育館が使えず、比較的参加人数が少なかった。

・室内でも校庭でも「自由な時間を過ごす」が基本。6月には、体育館のプログラム活動として、地域の方々の指導による卓球やバスケット教室など「ほうかごスポーツ」を実施。

・5～6年生のお手伝い「ジュニアボランティア」では、高学年が低学年と一緒に遊んだり、用具の片付けなどスタッフの手伝いをしてもらっている。ボランティアはリピーターが多く、回数を重ねるごとに、自分で仕事を探せるようになってきた。

・緑小は令和2年度よりコミュニティー・スクールになり、緑小地域学校協働活動の取り組みのひとつとしての「放課後子ども教室」と、都の事業である「地域未来塾」を活用した学習支援もっており、総称して「みどりのほうかご」として親しまれている。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

■採用・募集 コーディネーター/放課後子どもサポーター/学習アドバイザー(地域、保護者、大学生)

■配置人数 校庭遊び5～6名、室内遊び2名、工作教室(学習アドバイザー1名)、スポーツ体験教室4名(うち学習アドバイザー1名)

■運営体制 推進委員会(原則年3回：コーディネーター、放課後子どもサポーター)、協議会(原則年1回：行政、学校、学童保育所、コーディネーター)

南小放課後子供教室【小金井市】

活動場所	学校内	学校外
	○	
開催日数	66 日 / 1 学期	
参加人数	36 人 / 1 日平均	
活動の特徴	自由活動型	プログラム活動型
	○	○
学習活動の特徴	自主学習	学習プログラム
学童クラブとの連携	一体型	連携型
		○

■主な活動場所

低学年少人数教室、校庭、体育館

■開催日

月～金曜日 14 時 30 分～17 時

■参加対象

南小学校内の学校区在住の小学生

■申込み手続き

学校を通じて配布される参加申込書による

活動紹介

令和 7 年度 1 学期の南小放課後子ども教室は、校庭あそびを火・木・金曜日の 3 回、室内の教室を月・水曜日の 2 回を基本に活動しました。開催時間は通常は 14 時 30 分からですが、今年度より、学校の生活時程の変更で、通常開催時間よりも早い時間から開催する日が昨年度よりも多くなっています。室内の教室については学習アドバイザーの先生による教室（陶芸・クラフト工作・手芸）と、自由に過ごすことができる室内あそびのどちらかの開催をしました。1 学期は全 66 回、校庭あそび 19 回、体育館あそび 18 回、学習アドバイザーの教室 9 回、室内あそび 20 回開催することができました。

希望者は下校せずにそのまま参加できます。校庭あそびの日は、雨天時などで中止にならないよう、体育館あそびや室内あそびに変更できるよう設定しています。学習アドバイザーの先生による教室は事前申し込み制で定員を設けて実施しています。参加希望者が多い時は抽選になりますが、多くの児童が参加できるように配慮しています。

また、校庭や体育館あそびのスタートが、6 時間授業後からのため、時間になるまでは、教室で本を読んだり、宿題をしたり、簡単な工作をしたりと、自由に過ごせるようにしています。

体育館や校庭の使用については、同じく使用している学童保育所の先生とも連絡をとり、色々な面で連携・協力をしています。

コーディネーターや地域の方々などの参加について

- 採用・募集 コーディネーターは南小保護者 OB、放課後子どもサポーターは保護者や地域の方
- 配置人数 4～6 名/回
- 運営体制 南小学校放課後子ども教室推進委員会が企画・運営について協議・決定している

〇〇区市町村の取組

■全教室数

■事業目的

■事業の成果等

令和5年度

放課後子ども教室 報告書



小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課

小金井市放課後子どもプラン運営委員会

発刊に当たって

令和5年度の放課後子ども教室について、令和4年度の放課後子ども教室の開催回数は合計で1,274回であり、今年度の開催回数が1,566回でしたので、前年度に比べ1.2倍の増加となりました。

また、延べ参加人数は122,670人となり、令和4年度が108,737人でしたので、こちらも前年度に比較しますと1.1倍の人数に増えました。

最後に、コーディネーターを始めスタッフの方々には、日頃より放課後子ども教室にご尽力賜り感謝申し上げます。

目次

はじめに	1
第1章 「新・放課後子ども総合プラン」の全体像	4
第2章 東京都放課後子供教室推進事業実施要綱	5
第3章 令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱	9
第4章 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	16
第5章 小金井市放課後子どもプラン事業実施要綱	18
第6章 小金井市新・放課後子ども総合プラン協議会設置要綱	19
第7章 小金井市放課後子ども教室実行委員会の設置	20
小金井市放課後子ども教室実行委員会規約	21
第8章 令和5年度活動実績	
1 活動実績	22
2 放課後子ども教室参加者等集計	23
3 放課後子ども教室スタッフ集計	24
4 各小学校区事業内容	
(1) 第一小学校区	26
(2) 第二小学校区	28
(3) 第三小学校区	30
(4) 第四小学校区	31
(5) 東小学校区	33
(6) 前原小学校区	35
(7) 本町小学校区	37
(8) 緑小学校区	39
(9) 南小学校区	41
(10) 実行委員会預かり団体	42
① 放課後カフェ	
第9章 運営	
1 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員	43
2 小金井市放課後子どもプラン運営委員会議題等	44
3 小金井市放課後子どもプランコーディネーター	44
4 小金井市放課後子ども教室実行委員会	45
5 小金井市放課後子どもプラン運営委員会事務局	45

はじめに

令和5年度の活動報告にあたり、平成14年度から文部科学省の委託事業が実施され、それを受けて市民と行政の協働事業として新たに発足したこの関連事業のその後の歩みを簡単に述べておきたいと思います。

1 平成14年度、平成15年度「子ども土曜クラブ」(遊び発見!土曜クラブ)

平成14年度から、学校週完全5日制が実施され、ゆとりのなかで、子どもたちの「生きる力」を、社会全体で育てていくため、家庭や地域社会における教育力の充実を図ることになりました。

その具体的な施策として、平成14年度から、文部科学省の委託事業「学校内外を通じた奉仕活動・体験活動推進事業」及び「子ども放課後・週末活動等支援事業」が実施されました。

小金井市では、この事業に取り組むため、小金井市地域教育力・体験活動推進協議会、小金井市体験活動ボランティア活動支援センターを設置し、「子ども土曜クラブ」(別称「遊び発見!土曜クラブ」)を市民と行政の協働事業として実施しました。平成14年度から当初3カ年計画で実施予定の文部科学省委託事業が、平成14年度のみで事業を終了したため、平成15年度は小金井市独自事業として継続実施しました。

2 平成16年度「地域子ども教室こがねい」と「遊び発見!こがねいクラブ」

平成17年度、18年度「地域子ども教室」と「家庭教育学級・思春期講座」

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てるため、文部科学省は、緊急3カ年計画で子どもたちの居場所を整備し、地域の大人たちの教育力を結集して様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業を再委託事業として実施しました。

これまで、事業企画や運営等を行政が主導して実施してきましたが、平成16年度「地域子ども教室」から、地域の方とコーディネーターが連携協力して事業を実施する地域主導の事業となりました。

補助金についても、文部科学省から東京都地域教育力再生プラン運営委員会に委託され、更に小金井市の地域と保護者で組織された「地域子ども教室小金井実行委員会」へ再委託され事業実施してきました。行政は、事業を側面支援することと再委託金の管理を担当していました。本事業の範疇からはずれる事業に対しては、「遊び発見!こがねいクラブ」事業として、行政主導で引き続き実施をしました。更に、平成17年度には、家庭教育に関する学習機会の提供及び父親の家庭教育参加を考える集いとして、家庭教育推進事業が、文部科学省からの再委託事業として実施さ

れることとなり、実行委員会の名称も「小金井市地域子ども教室・家庭教育実行委員会」としました。家庭教育推進事業は、「家庭教育学級」「思春期の子どもを持つ親のための子育て講座」として、市立小中学校全校で実施されました。

3 平成19年度「放課後子どもプラン」推進事業の開始

平成19年度から放課後子どもプラン推進事業が開始されました。この事業は、近年、子どもが犠牲となる犯罪が相次いで発生したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなか、平成18年5月、少子化担当大臣から新たな取り組みとして「放課後子どもプラン」の創設が発表されました。地域の中で放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、市町村の教育委員会と福祉部局との連携を図り、原則として全小学校区域において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」（学童保育所）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を推進することが求められ、3ヵ年計画で実施することとなりました。放課後子ども教室推進事業のこのプランでは、放課後子どもプラン運営委員会の設置とコーディネーターの配置が求められました。これを受け、小金井市では教育に関連する各団体推薦委員10人と関係各課の行政委員10人の合計20人の委員で「小金井市放課後子どもプラン運営委員会」を組織しました。また、同委員会でコーディネーター2人を承認していただき新たな体制で事業をスタートしました。

しかし、謝礼の支払いは行政で担ったり、物品の購入等で迅速な事業に対応が出来なかったこともあり「小金井市放課後子ども教室実行委員会」を設置し、一部の事業を除き10月から「小金井市放課後子ども教室実行委員会」に運営を委託しました。

このことにより、学校・地域・保護者の方々が主体となり、連携・協力のもと円滑な事業運営の実施が可能となり各小学校区で特色ある活動となりました。

4 「放課後子ども教室」実行委員会形式での実施と「ボランティアの資質向上に関する三市連携講座」

平成14年度以降実施されてきた子どもに関する事業の小金井市の基本理念は、「地域の子どもは地域が見る」です。子どもたちの安全を守ることを含め、自由遊び・学習活動・スポーツ・文化活動等を通じて地域住民との交流活動への取り組みが求められる等、地域の教育力向上が求められています。小金井市放課後子ども教室では、平成20年度から放課後子ども教室の全小学校区推進委員会形式での実施を目標に、地域の特色ある事業の展開を地域の方と保護者が主体で事業の推進を図ってきました。また、コーディネーターの配置は、3小学校区に1人を配置し、平

成25年度からは全小学校区に1人ずつコーディネーターをお願いしています。

平成14年度から平成19年度までは、小金井市ではボランティアの方の育成を目的に「ボランティア講座」を開設し、年間10回程度の講座を実施してきました。

平成20年度からは、小金井市、国分寺市、小平市と東京学芸大学が連携し「ボランティアの資質向上に関する三市連携講座」として年間概ね30講座を開講しています。各小学校区で活動いただけるスタッフの方やこれからボランティアとして放課後子ども教室に参加いただける方の教育支援人材の養成を目的としていますが、ボランティア活動のスタートへのサポートとして、現在ボランティアとして地域で活躍されている方々へはスキルアップとして、また、参加者の生涯学習の場となるような講座となっています。

5 平成26年度「放課後子ども総合プラン」、平成30年度「新・放課後子ども総合プラン」策定

平成26年度に文科省厚労省の連名で、「放課後子ども総合プラン」が発表されました。この趣旨は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を活用するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室事業の、計画的な整備等を進めることです。

この総合プランに基づき、小金井市子ども・子育て支援事業計画（平成29年3月改定版）に、放課後子ども総合プラン事業を掲載しました。目標は、平成31年度までに一体型を6か所、連携型を3か所整備するというもので、目標達成に向け全小学校区で協議会を設置いたしました。

また、平成30年度には「新・放課後子ども総合プラン」が示されました。これまでのプランの取組みをさらに推進させる今後5年間を対象とする新たな放課後児童対策プランを実施することになりました。

現在、放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、小学校の学校開校日における月曜日から金曜日までの全日開催を目指し、放課後子ども教室、学校、学童で様々な調整や情報共有を重ねながら、更に放課後の子どもの居場所が充実していけるよう、関係者の皆様と事業を推進して参ります。

第1章 「新・放課後子ども総合プラン」の全体像

放課後子ども総合プラン

趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を活用するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子供教室の計画的な整備を進める。

新・放課後子ども総合プラン

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な経験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

第2章 東京都放課後子供教室推進事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業について、円滑に進めるとともに、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 放課後子供教室推進事業

1 趣旨

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う。

また、これらの活動を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指す。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下の（1）及び（2）を満たすことを要件とする。

（1）コミュニティ・スクールの導入

区市町村において、以下のア又はイのいずれかにより「地方教育行政組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること。

ア 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

イ 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、又は事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること。

（2）地域学校協働活動推進員等の配置

区市町村は、3に示す事業内容を実施する場合には、地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター等（以下「地域コーディネーター等」という。）を配置すること。

3 事業の内容

本事業の運営は、次により実施するものとする。

（1）放課後子供教室の実施

区市町村においては、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方策等を検討する運営委員会の設置や域内の放課後対策事業等の総合的な調整を担う者（以下「地域コーディネーター」という。）等の配置、様々な学習・体験・交流活動の実施等を行う。本取組を実施する場合には、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付30文科生第396号、子発0914第1号）に基づき、事業を実施するよう努めること。

また、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（令和5年3月27日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）による、「幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動（以下「地域学校協働活動」という。）」への発展に努めること。

ア 必要な人員の配置

(ア) 地域コーディネーター

- a 区市町村は、地域コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、学童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら活動を行うものとする。その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、3地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。
 - b 地域コーディネーターは、放課後子供教室と学童クラブとの連携についての調整のほか、学校や関係機関、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行うこと。
- また、事業の実施に当たっては、学校支援活動等の活動間の連携を図るよう努めること。

(イ) 協働活動支援員

区市町村は、放課後対策事業等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下「協働活動支援員」という。）を配置することができる。

(ウ) 協働活動サポーター

区市町村は、プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）を配置することができる。

(エ) 特別支援・共生社会サポーター

区市町村は、特別な配慮を必要とする子供たちの活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）を配置することができる。

イ 運営委員会の設置

(ア) 区市町村は、域内の放課後対策事業の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

(イ) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。

(ウ) 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨を踏まえ、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校運営協議会委員、学校関係者、学童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

ウ 研修等の実施

(ア) 区市町村は、域内の地域コーディネーターに対して、放課後子供教室の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

(イ) 区市町村は、放課後対策事業等における協働活動支援員や協働活動サポーター等に対して、事業実施上必要な研修や、情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

エ 放課後子供教室の実施・運営

放課後子供教室の実施・運営に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、多様な地域学校協働活動の総合化・ネットワーク化に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業の実施に当たっては、全ての児童を対象として、地域住民等の参画を4得ながら、様々な学習支援活動、交流活動及び体験活動等の機会を定期的・継続的に実施する取組に努めることとする。

また、無償ボランティアを含む幅広い地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担

軽減に資する取組とすること。

オ 一体型の放課後子供教室及び学童クラブの実施

放課後子供教室を実施する場合においては、学童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、学童クラブとの一体型を中心として連携して実施に努めること。

一体型の放課後子供教室及び学童クラブとは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

カ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 放課後対策事業等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 放課後子供教室を学童クラブとの一体型で実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、学校区ごとの協議会を必置とする。

(ウ) 協議会の参加者は、学校関係者、学童クラブの従事者、地域コーディネーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

キ 放課後子供教室と学童クラブの連携による実施

現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後子供教室及び学童クラブについては、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差支えない。このような一体型でない放課後子供教室及び学童クラブについても、両事業を連携して実施できるよう努めること。

(2) 放課後子供教室備品の整備

(1)に基づく放課後子供教室を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る。）。

また、既に実施されている放課後子供教室が、新たに学童クラブとの一体型で実施する初年度についても補助対象とする。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、東京都が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、東京都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6 留意事項

(1) 放課後子供教室は、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

(2) 「新・放課後子ども総合プラン」を推進する観点から、学童クラブと連携して実施することにより、学童クラブの児童を含めた全ての子供たちの参加促進に努めること。

(3) 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

(4) 対象となる子供の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない

子供に限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子供たちが参加できるよう配慮すること。

また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。

- (5) 事業の一部を社会教育関係団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。
- (6) 区市町村においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、都に報告すること。

なお、区市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

- (7) 区市町村においては事業実施後に(6)で設定した目標の達成度等について、検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて都に報告すること。

なお、区市町村においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

(8) 上記(6)(7)に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第19の規定を適用するものとする。

(9) 区市町村においては、上記(6)(7)に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。

(10) 本事業の実施に当たっては、政治活動又は宗教活動に利用しないこと。

7 費用

都は、上記1から6までの要件を満たした放課後子供教室推進事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、別に定める東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱の規定により費用の一部を予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

第3章 令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業（以下「事業」という。）の費用の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することにより、事業を円滑に進めるとともに、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東京都放課後子供教室推進事業実施要綱（平成19年6月21日付19教生社第15号。以下「実施要綱」という。）

第2の規定による放課後子供教室推進事業とする。

なお、本事業を行う場合は、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

第3 補助対象経費

1 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区市町村が事業を実施するために必要な経費のうち別表「令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」（以下「別表」という。）に定める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 放課後子供教室を学童クラブとの一体型で実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、東京都放課後子供教室推進事業実施要綱第2の3（1）カに定める「学校区ごとの協議会」の設置を補助要件とする。

一体型の放課後子供教室及び学童クラブとは、同一の小中学校内等で、放課後子供教室と学童クラブの両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

3 補助事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、次項の基準に基づき事業費を計上することとする。

4 補助金の交付の対象の上限となる実施日数・時間数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として、年間200日以下、1日当たり4時間以内（特に必要な場合にはこの限りではない。）として、積算することとする。ただし、地域住民等が参画した取組を毎日のように企画・実施しているような場合には、補助対象となる実施日数・時間数の上限を年間250日未満、休業日等は1日当たり8時間以内とする。また、一体型の放課後子供教室については、年間250日以上の実施にかかる経費についても交付対象として積算することができる。

なお、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合や補助金の交付の対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

(1) 放課後子供教室運営費

ア 放課後子供教室の運営費

放課後子供教室の運営に当たっては、協働活動サポーター及び協働活動支援員を配置することができる。協働活動サポーター及び協働活動支援員の謝金単価は、各区市町村の

会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は協働活動サポーターについては1,072円を、協働活動支援員については1,480円を上限として積算することとする。

なお、年間250日以上実施し、学童クラブと一体型の放課後子供教室において、東京都で定める特定のテーマに沿った、おおむね年間4回以上の活動プログラムを実施する際に配置する協働活動支援員については、2,200円を上限として積算することができる。

また、特別な配慮を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、特別支援・共生社会サポーターを配置することが可能である。特別支援・共生社会サポーターの謝金単価については、各区市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円を上限として積算することとする。

謝金以外の経費については、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等の教室の運営に係る経費を積算することとする。ただし、飲食物費、交際費に該当する経費及び活動に参加する子供の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算する。ただし、子供個人に供するものは除く。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品及びその他の消耗品とし、備品は認められない。

なお、補助対象とする経費については、各区市町村や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、紛れのないようにすること。

また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

雑役務費については、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る事業を請負で実施する場合について、積算することとする。

イ 学校区ごとの協議会の設置経費

学校区ごとの協議会設置経費は、謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費（協議会開催時におけるミネラルウォーター程度）、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

ウ 運営委員会経費

運営委員会の経費は、委員等に対する謝金又は旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費（運営委員会開催時におけるミネラルウォーター程度）、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

また、研修の実施経費として、講師謝金又は旅費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、雑役務費及び消耗品費の経費を積算することとする。ただし、飲食物費及び交際費に該当する経費は除く。

エ 地域コーディネーター経費区市町村は、地域コーディネーターを配置する。

地域コーディネーターの経費は、謝金、旅費の経費を積算することとし、地域コーディネーターの1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

(2) 放課後子供教室備品整備費

ア 備品費については、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

(ア) 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る。）

(イ) (ア)のうち、学童クラブとの一体型で実施する場合

(ウ)既に実施されている放課後子供教室が新たに学童クラブとの一体型で実施する初年度の場合

イ 備品とは、1個当たりの金額が30,000円以上のものとする。ただし、各区市町村の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りでない。

なお、経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととする。

ウ 備品費を計上する際の放課後子供教室1箇所当たりの上限額については、ア(ア)、ア(ウ)の場合は210,000円、ア(イ)の場合は420,000円とする。

第4 交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表各項の第1欄の区分ごとに掲げる対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、同表第2欄に掲げる補助基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とし、区分ごとの合計額に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする区市町村は、別に定める期日までに令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第6 交付決定及び通知

1 知事は、第5の規定による申請があった場合には、その内容について審査し、適正と認めるときは、第7から第28までの規定による条件を付して補助金の交付を決定し、令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付決定通知書（様式2）により区市町村に通知するものとする。

2 知事は、1の規定による決定に際して、必要に応じて条件を付することができる。

第7 申請の取下げ

区市町村は、第6の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

第8 補助金の概算払

1 知事は、必要があると認める場合には、都の交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

2 1の規定により概算払を受けた区市町村は、第16の規定による実績報告書とともに概算払精算書を提出しなければならない。

第9 経費の効率的使用

区市町村は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

第10 事情変更による決定の取消し等

知事は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

第11 計画変更等の承認

1 区市町村は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

なお、(1)及び(2)の事項の場合は令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書(様式3)、(3)の事項の場合は令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式4)により申請することとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第6の規定は、1の(1)及び(2)の規定による場合について準用する。この場合の通知は、令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付決定変更通知書(様式5)によるものとする。

3 知事は、1の規定による承認の際に、必要に応じ交付決定の内容を変更することができるものとする。

第12 事故報告等

区市町村は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、今後の該当事業の遂行の見通し、その他必要な事項を書面により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

第13 状況報告

知事は、補助事業の円滑・適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助事業の遂行状況に関し、区市町村に報告を求めることができる。

第14 補助事業の遂行命令等

1 知事は、第12及び第13の規定により区市町村が提出する報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等(以下「調査等」という。)により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、区市町村が1の規定による命令に違反したときは、当該区市町村に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

第15 補助事業の完了時期

補助事業は、令和6年3月31日までに完了しなければならない。

第16 実績報告

- 1 区市町村は、補助事業が完了したときは別に定める期日までに、令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金実績報告書（様式6）に関係書類を添えて補助事業の実績を報告しなければならない。
- 2 区市町村は、第11の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、承認を受けたときから1か月を経過した日又は別に定める期日のいずれか早い日までに実績報告に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第17 補助金の額の確定

知事は、第16の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付額確定通知書（様式7）により区市町村に通知するものとする。

第18 是正のための措置

- 1 知事は、第17に規定する実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 実績報告は、1の規定による命令により必要な措置をした場合においても、別に定める期日までにこれを行わなければならない。

第19 交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村が次のいずれかに該当した場合は、第6の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第17により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。
- 3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村に通知する。

第20 補助金の返還

- 1 知事は、第10又は第19の規定により補助金の交付決定の取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第17の規定により区市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

第21 違約加算金

- 1 区市町村は、第19の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、第20の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 1の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第22 延滞金

- 1 区市町村は、第20の規定により補助金の返還を命じられた場合において、納付日までにこれを納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 1の規定により延滞金の納付を命じられた区市町村が、補助金の未納付額の一部を納付した場合においては、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第23 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第24 財産管理等

- 1 区市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 知事は、区市町村が取得財産の処分をすることにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

第25 財産処分の制限

- 1 区市町村は、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第24の2の規定は、1の規定による承認をする場合において準用する。

第26 補助金の経理

区市町村は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第27 補助金調書の作成及び保管

区市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする令和5年度東京都放課後子供教室推進事業費補助金調書（様式8）を作成し、これを補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第28 その他

この要綱に定めるもののほか補助金の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

第4章 小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的として、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、地域住民、学校、PTA、子供会等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動、ボランティア等の地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の検証、評価等、事業の運営方法等を検討する。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 小金井市社会教育委員 1人以内
- (2) 小金井市民生委員・児童委員 1人以内
- (3) 小金井市青少年健全育成6地区連合会 2人以内
- (4) 小金井市子供会育成連合会 2人以内
- (5) 社会教育関係団体等 2人以内
- (6) 小金井市PTA連合会 2人以内
- (7) 小学校長 1人以内
- (8) 小学校副校長 1人以内
- (9) 市教育委員会職員
 - ア 生涯学習課長
 - イ 図書館長
 - ウ 公民館長
 - エ 庶務課長
 - オ 指導室長
- (10) 市職員
 - ア 児童青少年課長
 - イ 子育て支援課長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

(経費及び謝礼)

第8条 運営委員会の運営に要する経費は、予算の範囲内で、市が負担する。

2 運営委員会に出席した第3条第1号から第6号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

(コーディネーターの配置)

第9条 運営委員会に、コーディネーターを置く。

(コーディネーターの任務)

第10条 コーディネーターは、活動の企画立案、親に対する呼び掛け、学校や関係機関との連携及び調整並びに放課後子どもサポーター、学習アドバイザー等の人材確保、登録及び配置を行う。

2 コーディネーターは、必要に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第5章 小金井市放課後子どもプラン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後子どもプラン事業の実施に関し、必要な事項を定めることにより、子どもたちが地域社会の中で安全で安心な活動拠点を確保し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、企画及び運営は、小金井市放課後子どもプラン運営委員会が行うものとする。

(対象者)

第3条 この事業は、市内の幼児とその保護者、児童、生徒等を対象とし、主な対象を児童とする。

(運営委員会の設置)

第4条 教育委員会は、市内の放課後対策事業の運営方法を検討するため、小金井市放課後子どもプラン運営委員会を設置する。

(放課後子どもプラン事業の実施)

第5条 教育委員会は、総合的な放課後対策を推進するため、放課後、週末等に小学校区を単位として、子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、地域の協力者等を放課後子どもサポーター又はボランティアとして配置し、学童保育所、児童館等との連携を図りつつ、スポーツ、文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

2 教育委員会は、学ぶ意欲がある子どもたちに対する学習機会を提供する取組の充実を図るため、教職を目指す大学生、退職教員その他専門的な知識を有する地域の住民を学習アドバイザーとして配置し、補習等学習活動の取組を実施する。

(謝礼)

第6条 市は、放課後子どもプラン事業を推進するために配置するコーディネーター、放課後子どもサポーター及び学習アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(委託)

第7条 この事業の一部は、適切な事業運営が確保できると認められる社会教育団体等に委託して実施できる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第6章 小金井市新・放課後子ども総合プラン協議会設置要綱

(設置)

第1条 新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号)に基づき、小金井市の放課後子ども教室、小金井市立小学校及び学童保育所の関係者の連携をより一層促進するため、小金井市立小学校に新・放課後子ども総合プラン協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共通プログラム、学校施設の活用に関すること
- (2) 放課後の子どもの居場所に関する情報共有

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教職員 2人以内
- (2) 学童保育所指導員 2人以内
- (3) 放課後子ども教室関係者 2人以内
- (4) 児童青少年課職員 2人以内
- (5) 生涯学習課職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の中から互選する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 座長及び副座長の任期は、委員の任期による。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、会務を総理する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第3号の委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の運営に必要な事務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って、別に定める。

付 則

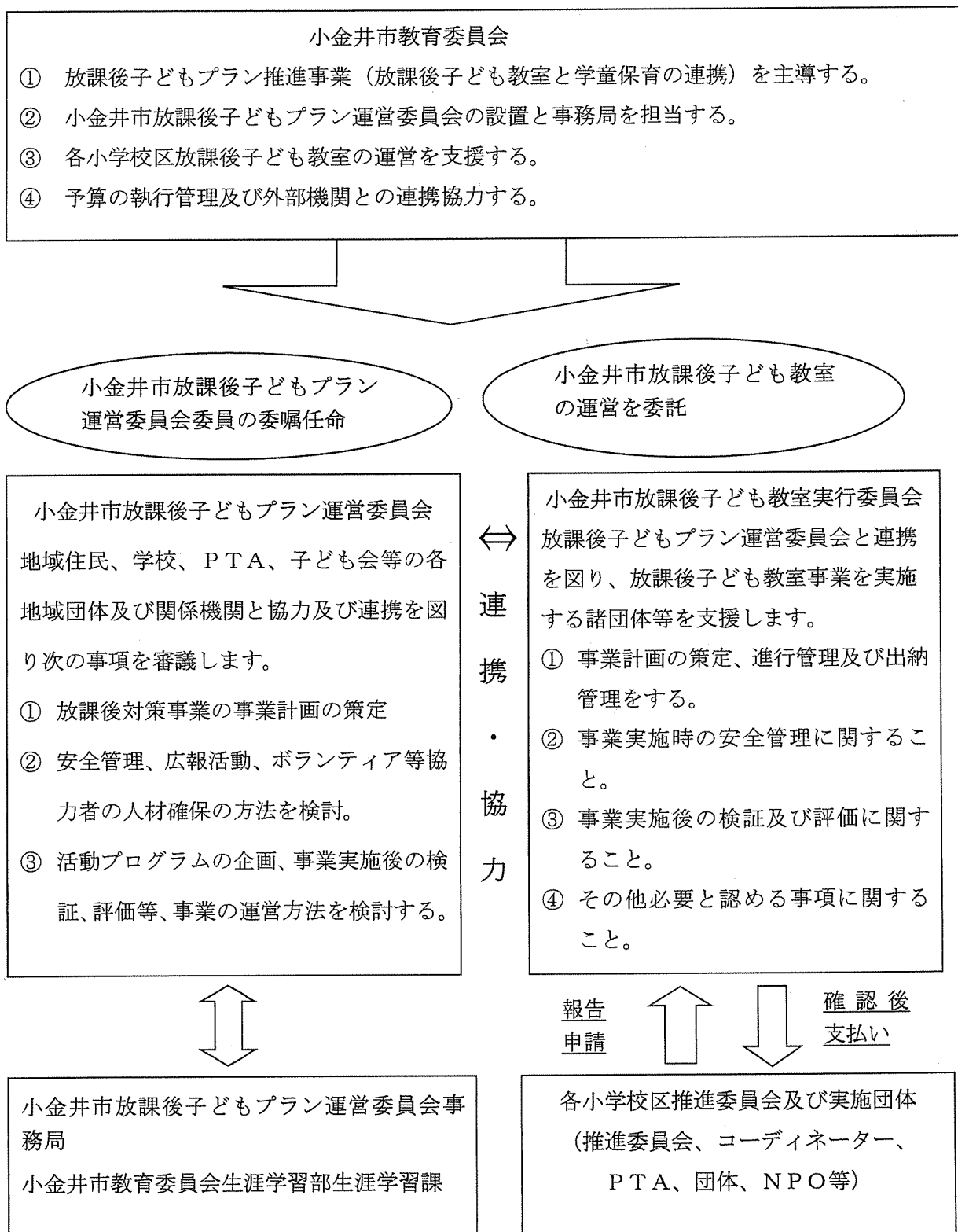
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月1日教委要綱第1号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

第7章 小金井市放課後子ども教室実行委員会の設置

放課後子ども教室の謝礼・消耗品の支払いを、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室での運営がより迅速かつ簡便に事業運営できるよう、小金井市放課後子ども教室実行委員会を設置しています。



(参考)

小金井市放課後子ども教室実行委員会規約

平成19年8月29日制定

(設置)

第1条 市内に在住する児童、生徒等に、放課後の安全で健やかな居場所を提供することを目的として、小金井市放課後子ども教室実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、小金井市放課後子どもプラン運営委員会（平成19年4月制定。以下「運営委員会」という。）と協力・連携を図り、放課後子ども教室事業を実施する諸団体等を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の進行管理及び出納管理に関する事。
- (2) 事業実施時の安全管理に関する事。
- (3) 事業実施後の検証及び評価に関する事。
- (4) その他必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、おおむね次に掲げる者で組織する。

- (1) 放課後子どもプラン運営委員長
- (2) 放課後子どもプラン運営副委員長
- (3) 放課後子どもプランコーディネーター
- (4) 放課後子ども教室事業を実施する団体等の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から次年度の第1回委員会が開催されるまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 実行委員会に、委員長、副委員長及び会計を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は、委員の中から互選する。
- 3 委員長、副委員長及び会計の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、実行委員会の出納・会計を整理し、年度末に実行委員会に報告する。

(招集)

第7条 実行委員会の会議は、委員長が招集する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

付 則

この規約は、平成19年8月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年4月27日から施行する。

第8章 令和5年度活動実績

1 活動実績(平成30年度から令和5年度までの放課後子ども教室活動)

実績概要

実施 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業名称	放課後子ども教室推進事業					
教室数	36	41	19	18	18	9
実施回数(回)	879	837	281	623	1,274	1,566
参加人数 (人)	33,415	33,018	18,861	49,820	108,737	122,670
1教室あたり 人数	38	39	67	80	83	78
無償ボランティア (人)	139	167	17	48	90	116
補助金の割合	国1/3・都1/3・市1/3					
国・都の補助金 (単位 千円)	6,980	7,785	4,042	8,294	16,541	19,296

参加人数には、児童・生徒の他、大人・高校生・幼児を含む。

4 各小学校区事業内容

(1) 第一小学校区

第一小学校では、校庭開放、体育館開放を中心に開催しました。

① 校庭開放（校庭）開催日：月、火、木、保護者会時

校庭で自由に遊びます。大人やジュニアスタッフによる遊びの企画がある場合もあります。

企画例：しゃぼん玉、ジュニアスタッフによる野球大会



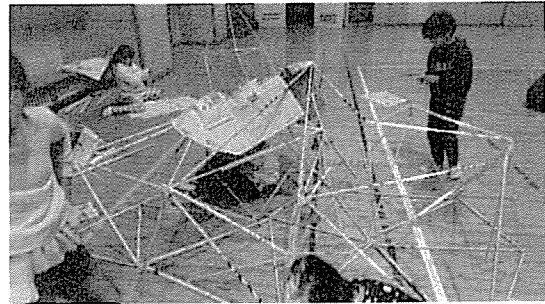
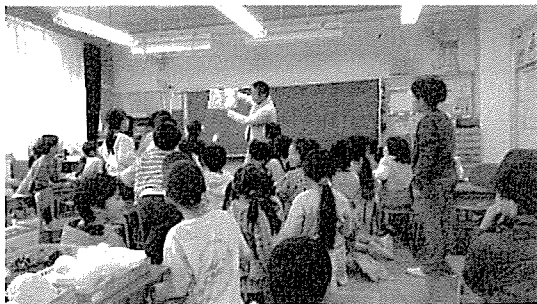
② 体育館開放（体育館）開催日：水曜日、金曜日

体育館で自由に遊びます。大人やジュニアスタッフ、学生による企画がある場合もあります。

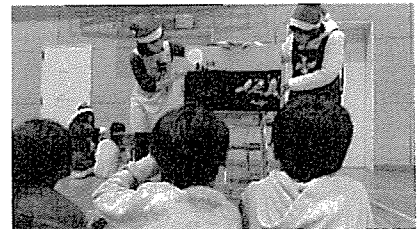
○フレンドパーク（集団遊び）：東京学芸大学の学生サークル「むぎのこ」のお兄さんお姉さんがプレイリーダーとなり、大勢で鬼ごっこやグループ対抗ゲームで楽しく遊んでいます。



○ミックスジュース（読み聞かせと造形活動）：絵本などのお話を聞き、造形遊びをしています。季節に合わせた工作やリサイクル工作をしました。



○かざぐるま（わらべうたあそびと音のある紙しばい）：わらべ歌や手遊び歌、大縄跳び、楽器を使った「音のある紙芝居」をしました。



○ジュニアスタッフ企画：高学年のジュニアスタッフが企画したイベントを行います。

企画例：ミニミニ運動会、クリスマス縁日、困っている人を助けよう 7000 キロの旅（講師の話を聞く）、みんなであそぼう

○保護者による持ち込み企画：「南アフリカのお友達とあそぼう！」

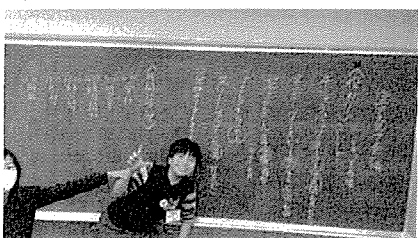
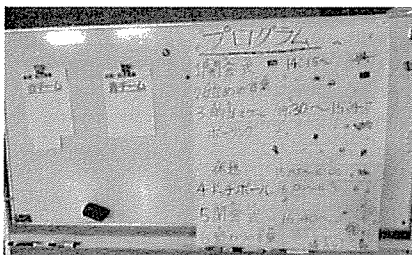
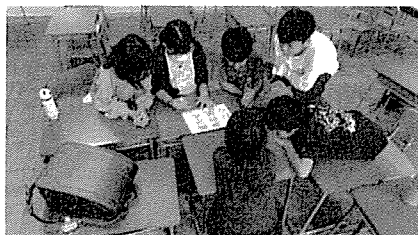


③ 保護者会時図書室開放（通称：みけねこ日和）（図書室ほか）開催日：1～4年生の保護者会時

図書室で宿題をしたり、本を読んだり、自由に過ごします。保護者会中の児童の居場所づくりを行っています。

④ ジュニアスタッフ会議（少人数算数教室、体育館など）開催日：不定期

高学年の子供たちが、放課後子ども教室の企画を考え、実際に開催、振り返りを行いました。



⑤ その他（少人数算数教室）開催日：不定期

学習アドバイザーによる企画教室を開催しました。

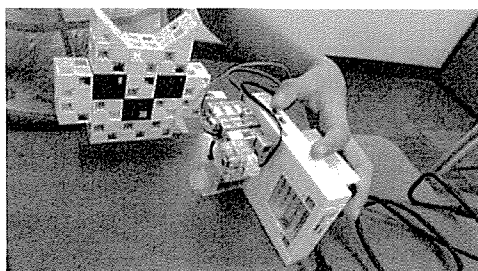
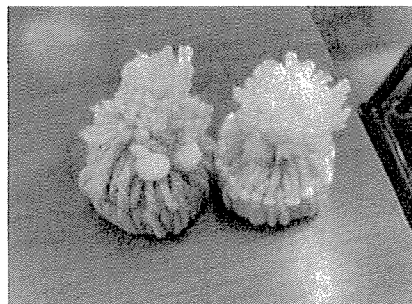


○こどもぼろた手芸クラブ 簡単な手芸をしました。

○ミックスジュース クリスマスの飾り工作、工作したものでおみせやさんごっこを楽しみました。

○プログラミング教室（東京都「専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」）

○放課後ボランティア ベルマークの活動を知って、ベルマークの集計をしました。



(2)第二小学校区

「二小放課後あそび広場」は、2020年度より週5日の開催となり5年目を迎えました。2023年度は、通常開催となり、手洗い、換気などの対策を続行しつつ学校および保護者の皆様のご理解も得られ様々な体験活動も復活し、楽しく元気な声が戻ってきました。冬期の流行性疾患等による中止はありましたが、予定していた開催数189回中184回開催することができました。

学校側のご協力もあり、多目的室Bを放課後あそび広場専用の教室として使用を可能としていただき、開催中止のない安定した室内遊びの場を提供することができました。また、屋外遊びは、校庭芝生部分が使用不可でも利用できる校庭中庭を利用でき充実した遊びの場を提供できました。雨天時には、一部外部団体との共用日もありますが、可能な限り優先的に体育館を使用させていただいています。

開催期間中の教室内のアルコール消毒などを通じて安心安全に活動が行えるよう配慮しました。また、安全のための救急体制にもスタッフ共通の理解を深め、より一層の利用しやすい活動の場の提供を心掛けています。

ベテランから大学生まで幅広いのスタッフが子どもたちと一緒に楽しく活動しています。

二小放課後あそび広場

活 動 日 平日「月火水木金」の週5回（給食がある日）

開 催 時 間 2時30分～5時（冬時間の場合4時30分まで）

※保護者会の開催や特別時程に合わせた変更にも対応

※スタッフの活動時間は開始前20分と閉室後10分の準備、片付けの時間を含む3時間（冬時間の場合は2.5時間）早開催の場合最大4時間

活 動 体 裁 児童の都合や気持ち、ニーズに合わせて活動できる自由来所・参加型

特 徴 週2回（水・金曜日）ちょこっと体験コーナー設置

活 動 場 所 受付・室内活動 多目的室B

その他活動 校庭・中庭・体育館（雨天時等）

活 動 内 容

【室内遊び】 自由遊び

遊具（ボードゲーム・カードゲーム・折り紙・輪投げ・けんだまなど）

自由閲覧図書コーナー（月ごとの本の入れ替え）



①芝生の校庭を広々と使って体をうごかそう！②季節の飾りづくりもおてつだい③12月は皆でクリスマス会♪
④書道体験ではいろんな文字を大きく書きちゃおう！

(3) 第三小学校区

《1》校庭あそび

曜日 場所	月・水・金（学校行事による調整あり）年約 80 回 校庭
内 容	放課後の校庭を利用した安心で安全な居場所づくり。ルールを守りながら、異年齢やさまざまな友達と自由に遊ぶことができます。参加カードで緊急連絡先の把握をしています。低学年には一輪車が人気です。最近はバスケットで遊ぶ児童も増えました。

《2》室内開放（バドミントン・えいコム・図書室開放・お話し会・各種体験教室）

開催曜日	（月）バドミントン、（火）てらこや、（水）図書室開放、（木）えいコム（不定）お話し会
場 所	体育館・第2理科室・図書室・視聴覚室
内 容	バドミントン：体育館を利用しバドミントンを楽しむ教室です。初心者でも楽しく参加できます。基礎的な打ち方や怪我をしないルールなどを学んでいます。高学年が低学年に優しくするなど異年齢交流も生まれています。 えいコム：簡単な英語でのコミュニケーション教室。講師は英語の得意な保護者です。教材はスタッフみんなの手作り。令和5年度までは近隣企業「ジェイコム東京西エリア局様」のご協力で会議室をお借りし実施しました。 図書室開放：図書室を開放し読書や、折り紙、塗り絵などをして過ごします。ビーズや毛糸を使った手芸なども楽しめます。 お話し会：「カラフル」協力のもと、絵本の読み聞かせや、紙芝居、折り紙などを楽しむ教室です。季節に合ったテーマを選んでいきます

《3》低学年見守り（協力 レッツ体操教室）

曜日 場所	おおむね火曜日 低学年保護者会時 体育館
内 容	レッツ協力のもと、体育館にて保護者会時の1, 2年児童の居場所作りをしました。一緒に楽しく体を動かします。

《4》その他 緑中弦楽部・合唱部を招いての音楽交流会

曜日 場所	令和5年12月9日(土) 三小体育館
内 容	緑中弦楽部・合唱部の生徒と三小児童が音楽を楽しみながら交流するイベント。例年、定員満了となります。中学生の一生懸命な姿や奏でる音色に触れ、子供たちは目を輝かせて参加しました。保護者は人数を制限しましたが各所から好評をいただきました。

活動の様子は、こちら



@HOUKAGO SANSHOU

(4)第四小学校区

たの よん

小金井市放課後子ども教室 楽しい四(^o^)/



活動報告

1, 令和5年度からの取り組み

- ♪ 2学期から月曜日も開催し、週5日開催
- ♪ 4年生以上の児童の水曜日ボランティアを募集
- ♪ 卒業生や近隣の大学生のボランティアの企画や協力

2, 令和5年度活動内容

「小金井市放課後子ども教室感染症予防ガイドライン」に則り活動

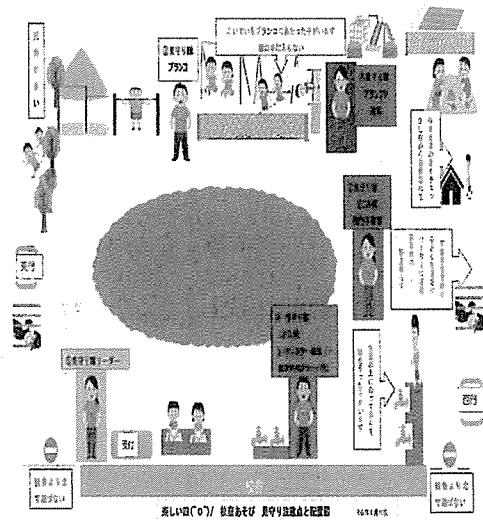
開催時間 14:30~16:30 (11月~3月と金曜日は16:00まで)

開催日 月、火、水、木、金曜日 (月曜日開催は9月から)

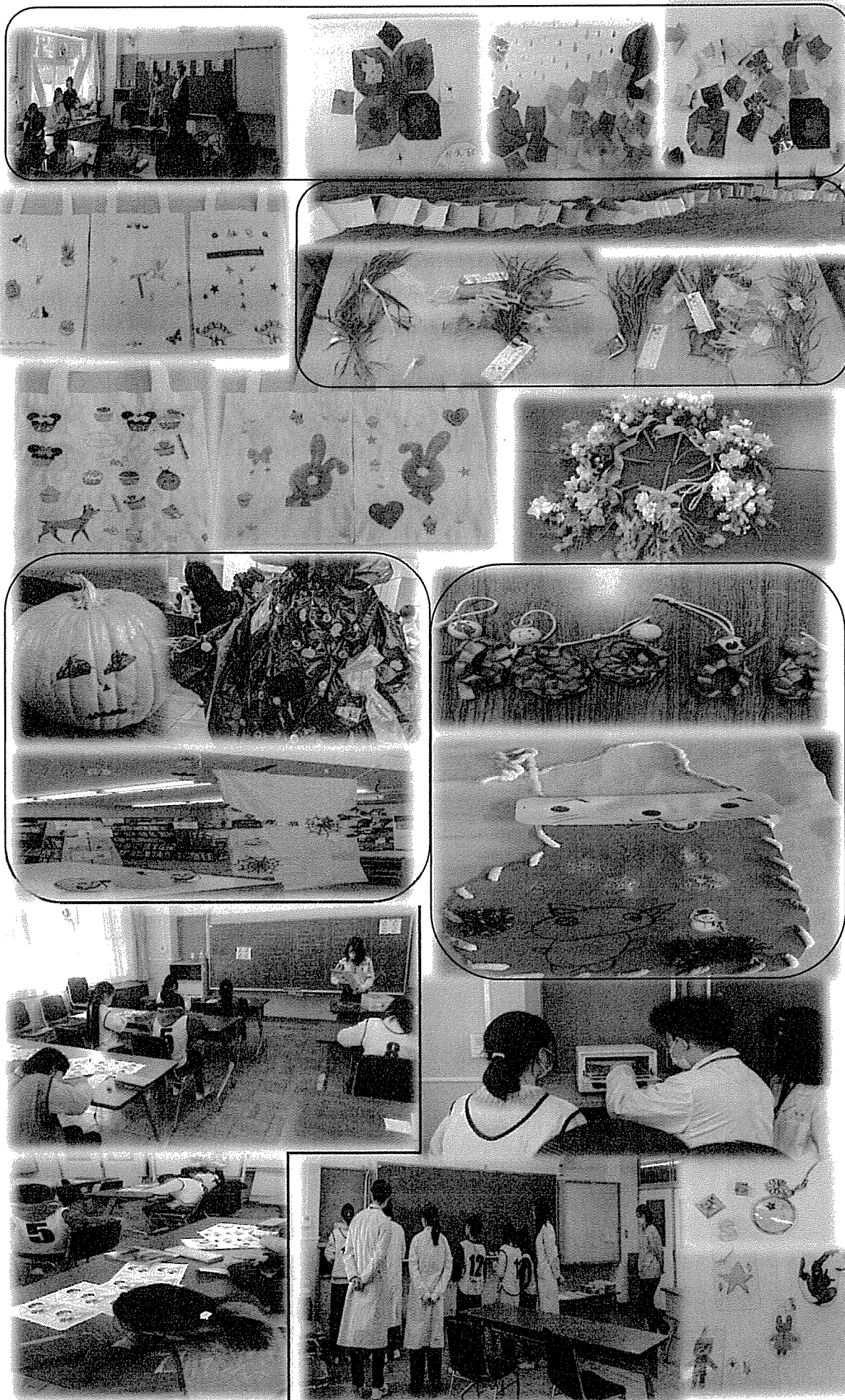
開催日数 134回

参加児童数 4184人 (内学童 1052人)

- ♪ 校庭あそび
 - ・サッカー、野球、バドミントン、おにごっこ、なわとび
 - ・シャボン玉、色水づくり、霧吹き、一輪車、竹馬
- ♪ 室内あそび
 - ・「ふらっと」
 - 宿題、読書、折り紙、簡単な工作等を行います。
 - ・イベントや教室
 - 4月 1,2年生保護者会時の開催
 - 6月 おりがみ教室「梅雨」にちなんだ折り紙
 - 1,2年生保護者会時の開催
 - 7月 七夕飾り
 - デコパージュ教室「手さげ」 3,4,5,6年生
 - 9月 4,5,6年生のスライム計画
 - 陶芸教室「手びねりでお皿」
 - 10月 デコパージュ教室「手さげ」 2年生
 - たのよんハロウィン
 - 11月 たのよんスライム (4年生以上ボランティア)
 - 1,2年生保護者会時の開催
 - 12月 たのよんクリスマス工作
 - 薬 (わら) を使ってリースづくり
 - 1月 大きなすごろく
 - おにいさん、おねんさんとテーブルゲーム
 - デコパージュ教室「手さげ」 1年生
 - プラバンキーホルダー4年生以上
 - 2月 おりがみ教室「クローバー・テントウムシ・チョウ」
 - フラワーアレンジメント 4年生以上
 - 1,2年生保護者会時の開催
 - 3月 プラバンキーホルダー1,2,3年生
 - レジンでキーホルダー6年生卒業記念工作
 - 楽学 (大学生企画あそび)

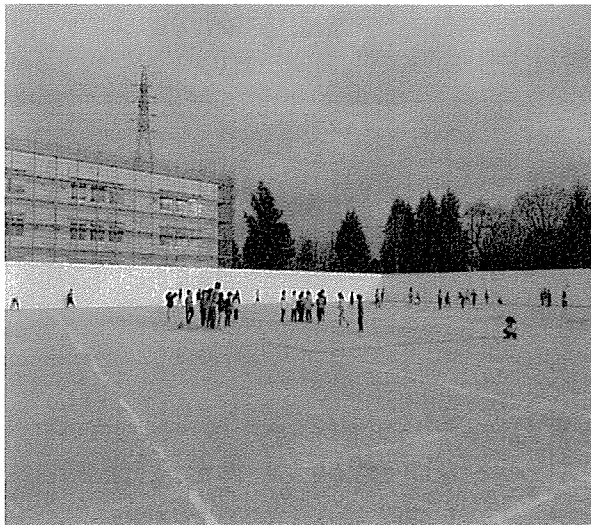


楽しい四(^o^)/ こんなことしたよ！

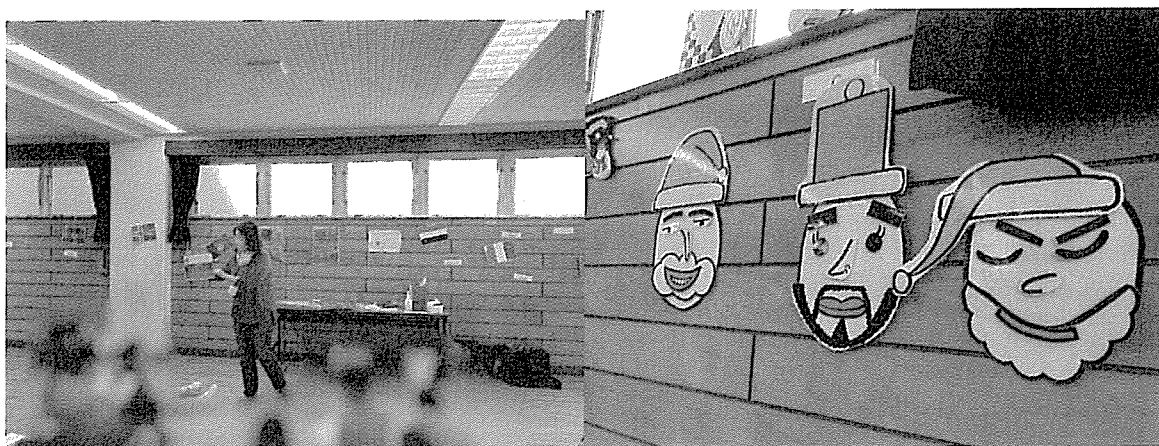


(5) 東小学校区

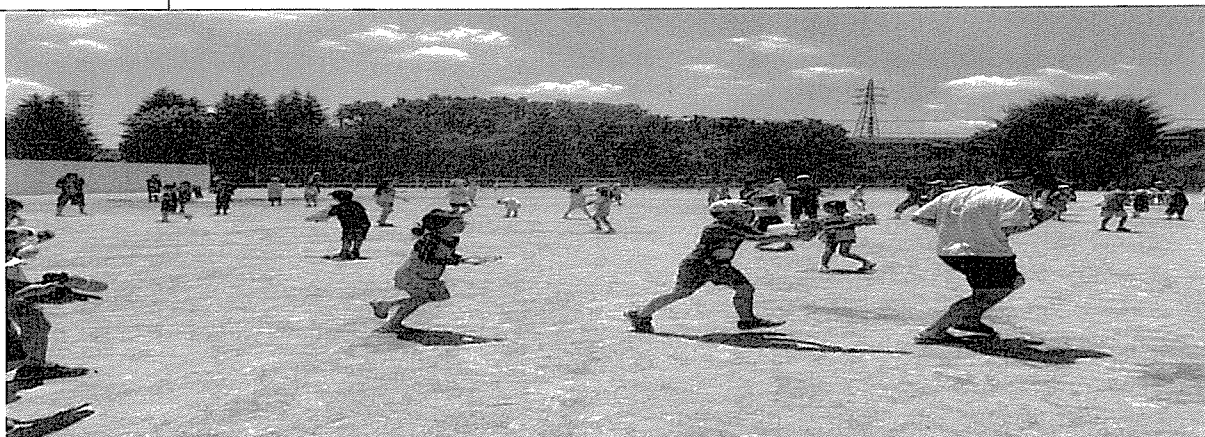
項目	内 容
主催	東小放課後子ども教室
開催場所	東小校庭（雨天時・体育館）
開催日	火～金 6 時間目終了後～17 時（11 月～全学年 5 時間授業の水曜日はそのまま参加可） □冬期期間冬時間 11 月～1 月（校庭 16 時半終了 体育館 16 時 45 分終了）
内容	<校庭開放> R3 年度 6 月東小校庭開放を始める。コロナ禍で突然の開催中止もあり。 R4 年度 感染対策を講じながら週 4 日開催。中止することなく開催。 R5 年度 週 5 日の校庭開放が始まる。（市内 9 校週 5 日開催） 児童数の急激な増加に伴い、7 月下旬から校舎増設工事が始まる。工事のための仮囲いが設けられ校庭が狭くなり、遊具も撤去された。日陰も少なくなり熱中症対策や安全面での見守り強化。ボールの使用制限もあり 10 月からは校庭開放と体育館の同時開催を行った。



項目	内 容
主催	ちＱ人
開催場所	東小学校体育館・ミーティングルーム
開催日	不定期 （年 5 回開催 13:20～15:00 または 14:20～16:00）
内容	<国際交流活動> 近隣大学に通う留学生や外国籍の方と小学生との交流の場をつくっています。 R5 年度は 2, 3 年生向けに「がいこくの人とあそぼう!」「ちＱ人の食卓」「ちＱ人とクリスマス」「色ともよう」を行い、4 年生以上向けに「まんざいで国際交流」を行いました。



項目	内 容
主催	東小おやじの会
開催場所	東小学校 校庭 体育館 高学年図書室
開催日	不定期 土日祝日
内容	<遊び・体験・学習型イベント> R5 年度 夏休み 水鉄砲大会の開催 2 学期 ドッチビー大会の開催 ※その他「みんなで防災訓練 2023」への協力



(6) 前原小学校区



月火水木金
の放課後は…
みんなおいでよ!

まえはらしょうがっこうほうかごこどもきょうしつ
前原小学校放課後子ども教室

maehara.hokago.kodomo@gmail.com

2009 年度に週 2 日制 (月・金) からスタート!

➡ 2020 年度 週 3 日制 (月・水・金) ➡ 2021 年度 週 4 日制 (月・水・木・金)

2022 年度から週 5 日制で実施しています!

開催時間は、下校時刻から 17 時まで (冬期は 16 時 30 分まで)

ただし、1 年生は、4 時間授業の日は 16 時まで

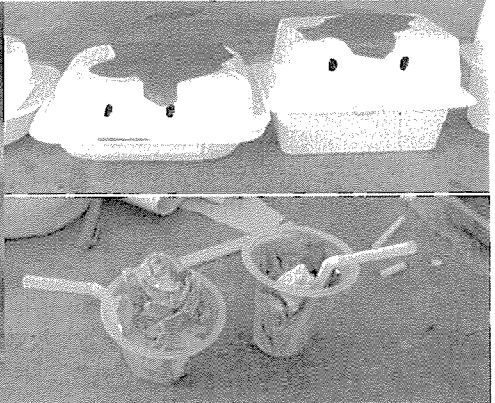
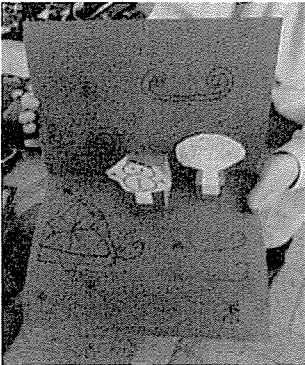
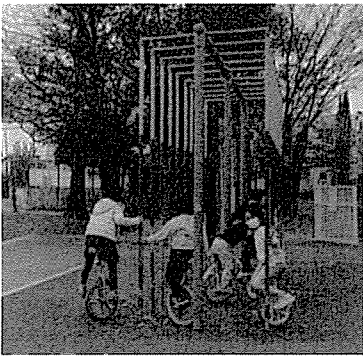
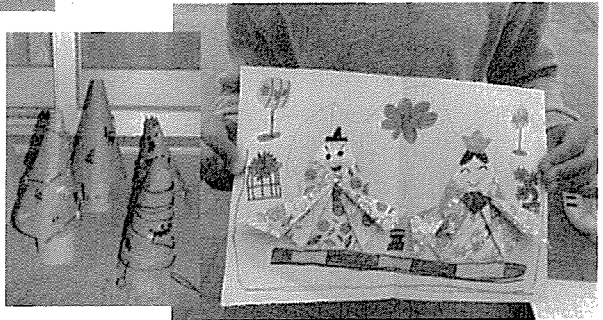
子どもの **主体性
自主性
創造性** を育むことを目的として校庭で **自由遊び
自由工作** を行っています。

雨天時の他、暑さ指数が「危険」の日は、室内遊びに振り替えました。ただし、空き教室がない日は、残念ながら活動中止となりました。

10 代~70 代のスタッフが、毎回 100 人以上の子どもたちを見守っています。

子どもたちに人気の遊びベスト 10 (2023 年 2 月実施のアンケート結果から抜粋)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1 位 サッカー | 6 位 お友だちとおしゃべり |
| 2 位 一輪車 | 7 位 工作 (お絵描き、折り紙含む) |
| 3 位 鬼ごっこ | 8 位 バトミントン |
| 4 位 バスケットボール | 9 位 昇り棒、うんてい、鉄棒、ジャングルジム |
| 5 位 ボール遊び (ドッジボールなど) | 10 位 野球 |



(7) 本町小学校

3年にわたり新型コロナウイルス感染症のため様々な活動が制限されてきましたが、令和5年度は感染症対策もかなり縮小され、5月に新型コロナは5類に移行、今まで行っていた検温、石鹸手洗い、用具の消毒も不要となり、ようやく以前のようにマスクを取って校庭で思いっきり遊べるようになりました。

令和5年度は年間を通して月曜から金曜までの週5日、室内教室と校庭開放の開催ができました。学校の御配慮により、毎日5時間目が終わった時間から室内教室(低学年算数教室にて)を開催し、6時間目が終わった時間から校庭遊びをすることができました。また雨天時や高温時は校庭遊びを体育館遊びに振り替えて、場合によってはエアコンを使用して開催しました。

この結果、年間予定数180回に対し186回開催することができ、総参加児童数も8,338人(対前年125.3%)となりました。年間を通して放課後に室内教室と校庭を使用させていただき、平日毎日放課後子ども教室を開催できましたこと、サポーターの皆様をはじめ、学校の御協力に深く感謝いたします。

【教室開催内容】

項目	内容
主催	本町小放課後子ども教室推進委員会
名称	「本町小放課後子ども教室」(室内と校庭での自由遊び)
開催場所	・校庭 (雨天・高温時は体育館) ・室内教室 (低学年算数教室)
開催日時	月～金の週5日 基本開催時間 14:20～16:30 ※室内教室は14:20から、校庭開放は15:10からスタート ★水曜日は、14:00～16:00 (そのあと本町SSが使用) ★全校4時間授業日や低学年が4時間授業日は 13:00～16:30で時間を早めて開催
登録・受付	年に一回、初回参加時に年度の登録申込書(兼緊急連絡先カード)を提出する。 以降は受付の名簿に○をつけて参加する。開催時間内であれば何時に来て何時に帰っても自由である。帰るときに受付に帰ることを伝え、名簿を✓する
内容	● <u>校庭遊び</u>: ミニサッカー、野球(プラスチックバット・ゴムボール)、ドッジボール、一輪車、バドミントン、縄跳び、大縄、フリスビーなど放課後教室の遊具や学校の常設遊具(ブランコ・ジャングルジム・鉄棒・バスケットゴール、砂場など)を使って自由に遊ぶ ● <u>体育館遊び(雨天・高温時の振替)</u>: ドッジボール・バスケットのシュート遊び・フラフープを、エリアを区切りながら実施。子どもたちはその中で好きな遊びを選んで遊ぶ

	● <u>室内教室：</u> 宿題、自由工作（空き箱、ストロー、布、毛糸などを自由に使って工作）、折り紙、けん玉、ミサンガやシュシュ作り、竹とんぼ、パラシュート工作等 また、季節の工作などをスタッフが企画し制作した（母の日のカーネーション、父の日カード、七夕飾り、ハロウィンの飾り、クリスマスのグッズ、お雛様など） ★子どもたちは校庭と室内を自由に出入りして遊べる 毎回、室内と校庭合わせて6人のサポーターで見守りをしている
トピックス	● 学芸大生が月に1回「絵本のワークショップ」を開催してくれた。毎回、子どもたちがおおぜい参加していた。 ● 東京都主催の専門人材派遣教室で「プログラミング教室（11/17）」「将棋体験教室（11/21）」を開催して、盛況だった。 ● 7月には中学生ボランティア（本町小卒業生）が12名、2～3月には大学生ボランティア（学芸大生、本町小卒業生）が毎日のように来てくれ、子どもたちと活発に遊んでくれた。

* 活動の様子 * <校庭遊び>

芝生の上でのびのびとサッカーやボール遊び。体育館でもみんなで遊びます。



～みんなでサッカー～



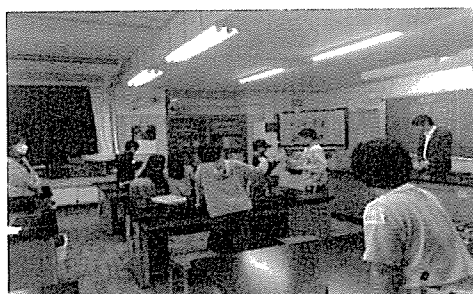
～リレーで競争だよ～

<室内教室>

宿題をしたり、ゲームをしたり、本を読んだりして自由に過ごします。



～子どもたちと一緒にゲーム～



～プログラミング教室も開催しました～

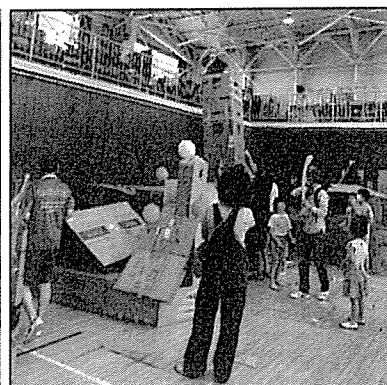
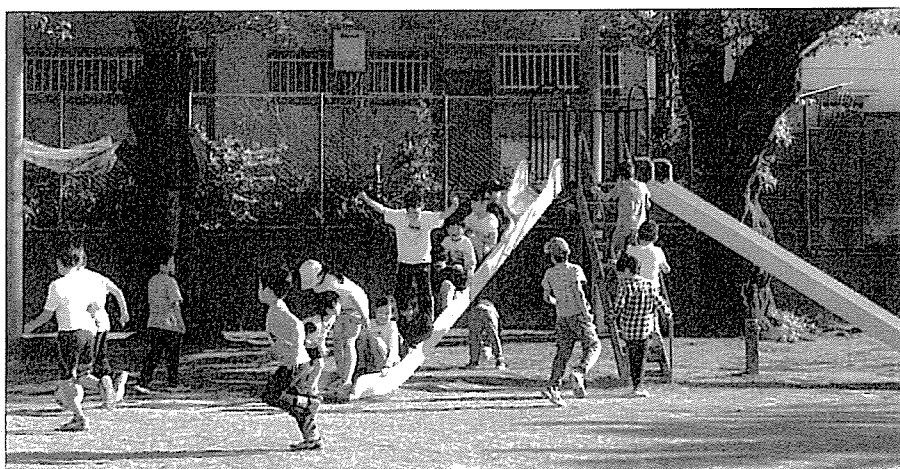
(8) 緑小学校区

緑小では、月曜日から金曜日の毎日5日間「放課後子ども教室」を開催しています。図書室などの室内教室と校庭を同時に開催しているため、まずはお友だちと図書室で宿題をしてから、校庭に元気に飛び出していく子が多いです。校庭では学童の子どもたちとも一緒に遊べるのも楽しみの一つです。雨天時や夏場の猛暑日など、校庭は体育館活動に切り替えるため、原則中止はありません。室内でも校庭でも「自由な時間を過ごす」が基本ですが、体育館ではプログラム活動として、バスケットボールや卓球など地域の方々にスポーツの指導をしていただく「ほうかごスポーツ」の日もあり、子どもたちには大好評です。また、室内では空き箱やラップの芯、毛糸など工作の材料などをたくさん用意し、創造的で楽しい時間になるよう工夫しています。緑小は令和2年度よりコミュニティ・スクールになり、このような放課後の時間帯には、緑小地域学校協働活動の取り組みのひとつとしての「放課後子ども教室」と、都の事業である「地域未来塾」を活用した学習支援も行っており、「みどりのほうかご」として親しまれています。学校には教室や体育館、校庭の使用に関し多大なご協力をいただきました。この他、近隣の緑児童館やみどり学童保育所にも学校で配布するチラシを持参するなどし、情報共有を図っています。今年度も学校や保護者、地域の理解や協力のもと、子どもたちにとって心も体も安全な居場所であるよう活動を進めることができました。

【教室開催内容】

項目	内容
開催場所	校庭・体育館・図書室・理科室・算数少人数教室
開催日時	月・火・水・木・金 帰りの会終了後～16:30 ※雨天、猛暑日は、室内教室または体育館にて活動。 土（レッツ！おやじの会：年3回） 9:30～12:00
参加方法	年に一度、初回参加時に「みどりのほうかご登録用紙」を提出。以降は受付のみ。 全学年、帰りの会終了後、そのまま参加可。
内容	【室内教室】 宿題、読書、折り紙、毛糸遊び、お絵かき、その他空き箱などを使った自由工作。 【体育館】 卓球、3×3バスケットボール、セパタクロー、バドミントン、ドッチビー、UDダンス、トランポリン、その他自由遊び。 【校庭】 サッカー、野球、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ドッチビー、縄跳び、鬼ごっこ、フラフープなど放課後子ども教室の用具を使用。その他ブランコやすべり台など校庭の遊具を使用。

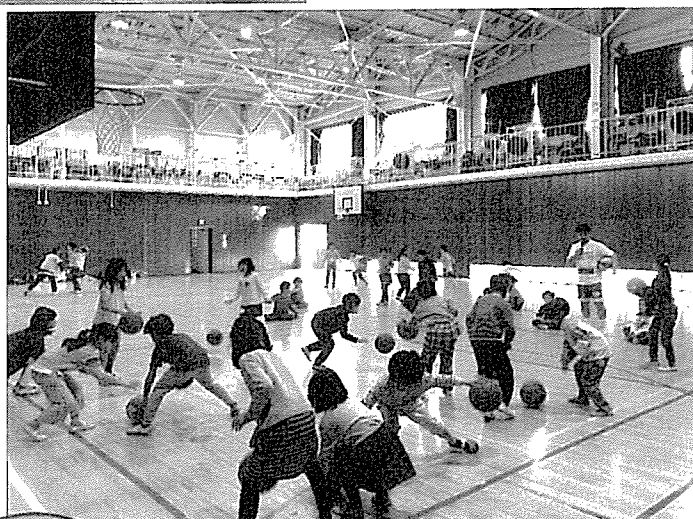
「ほうかご」は元気な子どもたちでいっぱい



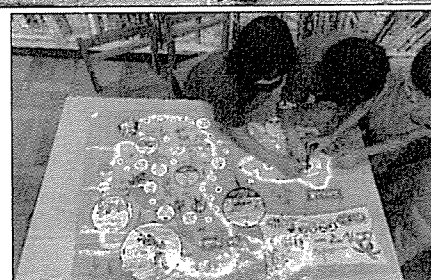
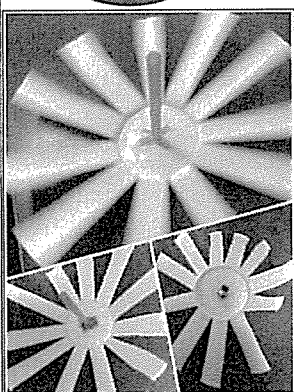
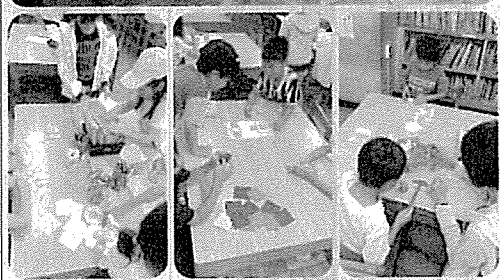
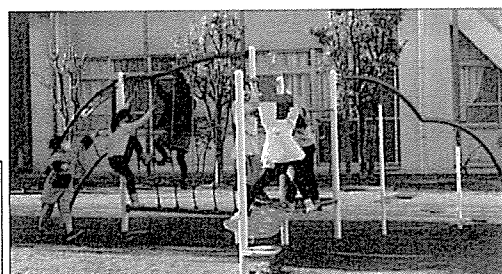
レッツ！おやじの会
恒例！ダンボール城



大人気！毛糸あそび！



3×3 バスケットの小金井市の7人チーム K-SELECT



～いつもご協力くださりありがとうございます！～

NPO 法人レッツ、東京ヴェルディセパタクロー、3×3 バスケット K-SELECT、UD ダンスチーム、小金井市卓球連盟、小金井市スポーツ推進委員協議会、緑小 PTA バドミントンサークルグリーンスマッシュ等

(9) 南小学校区

南小放課後子ども教室（南小学校放課後子ども教室推進委員会）

令和5年度の南小放課後子ども教室は、令和4年度、週3日を目標として開催していたところを4～3月の月曜日から金曜日までの週5日、開催することが出来ました。内容は、校庭あそびを火・木・金曜日の3回、室内での教室を月・水曜日の2回を基本に活動しました。室内の教室については学習アドバイザーの先生によるわくわく教室と、自由に過ごすことができる室内あそびのどちらかの開催でした。全168回、校庭あそび 105回、学習アドバイザーの教室26回、室内あそび37回開催することができました。

校庭あそびは校庭が15:30からの使用になるため、6校時の授業が無い児童がその間過ごせるように室内あそびを設けました。（4校時で終了の時は一旦下校し、再登校での参加となります。）

わくわく教室では東京都の「専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」を利用し、科学実験教室、プログラミング教室、和太鼓体験教室を実施しました。なかなか体験できない専門的な体験が出来ました。またペーパーレス化を進めるためにブログの立ち上げも行いました。

項 目	内 容
開催場所	会議室、校庭、体育館
開 催 日	月～金曜日の週5回 14:30～17:00（冬季11～1月は、14:30～16:30）
内 容	☆毎月発行する「お知らせ」で各教室の予定を告知します。（教室によっては定員ありの事前申し込みの教室があります。） ☆希望者は保護者の同意があれば帰宅しないでそのまま参加できます。 【わくわく教室】 保護者、地域の方が学習アドバイザーとして協力していただき、アイデア盛りだくさんの教室を開催しています。令和5年度は陶芸、クラフト工作、手芸を開催しました。教室の広さの関係上、事前申込制の10～30人の定員を設け希望者が定員を上回った場合は抽選を行い、可能な限り参加できるよう配慮しています。 【室内あそび】 室内で宿題や読書、ゲームをしたり自由に過ごすことができる教室です。リサイクル品を使った工作なども行っています。定員は設けていません。低学年保護者会時に1年生対象の臨時の教室を開催しました。 【校庭あそび】 放課後の校庭で自由にあそびます。放課後までの時間は室内での【室内あそび】を実施しています（主に低学年）。また雨天時等は体育館あそび、室内あそびに変更できるよう設定しています。

(10) 実行委員会預かり団体

① 放課後カフェ（実施：緑中放課後カフェ実行委員会）

開催場所	緑中・会議室
開催日	毎週木曜日（試験前期間・学校の都合が悪い場合は休止）
内 容	保護者、地域の方の協力の元、生徒がゆったり過ごせる場を「カフェ」という形で開催。 大人の干渉を少なくし、生徒たちの「自己解放」を図るとともに、様々な価値観やバックグラウンドをもつ大人と接することで、先生や親とは違う大人とのコミュニケーションを体験させます。部屋にはボードゲーム・マンガ・ランプなどを用意。

第9章 運営

1 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員

	委 員 氏 名	推 薦 団 体 等	委嘱・任命
1	國分 ひろみ	小金井市社会教育委員	委嘱
2	浦野 知美	小金井市民生委員児童委員協議会	委嘱
3	橋本 治祐	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱
4	高橋 秀樹	小金井市青少年健全育成6地区連合会	委嘱
5	多田 典子	小金井市子供会育成連合会	委嘱
6	大久保 美千子	小金井市子供会育成連合会	委嘱
7	並木 享子	社会教育関係団体国際ソロプチミスト東京一小金井	委嘱
8	前田 薫平	小金井市立小中学校PTA連合会	委嘱
9	後藤 愛子	小金井市立小中学校PTA連合会	委嘱
10	浅野 正道	小金井市立小中学校長会	委嘱
11	城所 淳一郎	小金井市立小中学校副校長会	委嘱
12	三浦 真	生涯学習課長	任命
13	内田 雄介	図書館長	任命
14	鈴木 遵矢	公民館長	任命
15	鈴木 功	庶務課長	任命
16	加藤 治紀	指導室長	任命
17	深草 智子	児童青少年課長	任命
18	秋葉 美苗子	子育て支援課長	任命

2 小金井市放課後子どもプラン運営委員会議題等

回	開催月日	議題等
1	令和5年4月20日	1 小金井市放課後子どもプラン運営委員の委嘱状交付及び任命 2 小金井市放課後子どもプラン運営委員紹介 3 教育長挨拶 4 小金井市放課後子どもプラン運営委員会委員長及び副委員長 の選出 5 放課後子ども教室について 6 その他
2	令和6年2月26日	1 各小学校区の事業の運営状況及び実行委員会報告について 2 市立小学校の増改築等について 3 その他

3 小金井市放課後子どもプランコーディネーター

コーディネーター氏名		担当小学校区
1	富沢 智代	第一小学校区
2	大堀 由紀江	
3	大久保 美千子	第二小学校区
4	野口 優子	
5	伊藤 弘美	第三小学校区
6	菱戸 美紀	
7	洲上 直美	第四小学校区
8	三枝 昌子	
9	成田 普子	東小学校区
10	佐々木 佐弥香	
11	森田 加代子	前原小学校区
12	鈴木 理枝	
13	西田 美津子	本町小学校区
14	小林 美智代	
15	吉田 路子	緑小学校区
16	駒野 愛子	
17	高橋 亜紀	南小学校区

18	伊野 真里子	
----	--------	--

4 小金井市放課後子ども教室実行委員会

番号	氏 名	所属団体・所属部署	備 考
1	森田 加代子	コーディネーター	実行委員長
2	渕上 直美	コーディネーター	副実行委員長
3	富沢 智代	コーディネーター	
4	大堀 由紀江	コーディネーター	
5	大久保 美千子	コーディネーター	
6	野口 優子	コーディネーター	
7	伊藤 弘美	コーディネーター	
8	菱戸 美紀	コーディネーター	
9	三枝 昌子	コーディネーター	
10	成田 普子	コーディネーター	
11	佐々木 佐弥香	コーディネーター	
12	鈴木 理枝	コーディネーター	
13	西田 美津子	コーディネーター	会計
14	小林 美智代	コーディネーター	
15	吉田 路子	コーディネーター	
16	駒野 愛子	コーディネーター	
17	伊野 真里子	コーディネーター	
18	高橋 亜紀	コーディネーター	
19	浦野 知美	放課後子どもプラン運営委員会委員長	
20	前田 薫平	放課後子どもプラン運営委員会副委員長	

5 小金井市放課後子どもプラン運営委員会事務局

三浦 真	生涯学習部生涯学習課長	倉澤 淳子	生涯学習部生涯学習課係長
鵜飼 泰輔	生涯学習部生涯学習課主任		

令和7年3月発行

発行者	小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課 小金井市放課後子どもプラン運営委員会
事務局	小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課内 小金井市前原町三丁目4番15号

令和6年度放課後子ども教室開催実績

学校区	教室名	開催 日数	学習 アドバイザー (人、円)		放課後子ども サポーター (人、円)		金額 小計 (円)	参加者 (人)				その他 (人)
								児童 生徒	幼児	その他大人 ・ 高校生	参加者 合計	無償ボランティア
小金井第一小学校	校庭開放・室内開放	160	84	267,850	824	2,190,000	2,457,850	16,250	0	0	16,250	0
	小計	160	84	267,850	824	2,190,000	2,457,850	16,250	0	0	16,250	0
小金井第二小学校	放課後あそび広場	187	75	239,250	951	3,083,500	3,322,750	16,952	0	0	16,952	0
	小計	187	75	239,250	951	3,083,500	3,322,750	16,952	0	0	16,952	0
小金井第三小学校	校庭開放・室内開放	156	91	297,550	1,077	3,041,500	3,339,050	9,917	16	150	10,083	46
	おやじの会	5										
	小計	161	91	297,550	1,077	3,041,500	3,339,050	9,917	16	150	10,083	46
小金井第四小学校	楽しい四	153	22	46,200	888	2,068,000	2,114,200	4,162	0	0	4,162	0
	小計	153	22	46,200	888	2,068,000	2,114,200	4,162	0	0	4,162	0
東小学校	おやじの会	3	8	26,400	818	1,733,500	1,759,900	19,374	21	46	19,441	26
	放課後子ども教室 (ちＱ人を含む)	174										
	小計	177	8	26,400	818	1,733,500	1,759,900	19,374	21	46	19,441	26
前原小学校	校庭遊び	145	30	126,500	829	2,795,500	2,922,000	24,360	6	0	24,366	0
	小計	145	30	126,500	829	2,795,500	2,922,000	24,360	6	0	24,366	0
本町小学校	放課後ひろば	186	18	63,250	1,168	3,662,500	3,725,750	10,895	33	85	11,013	7
	小計	186	18	63,250	1,168	3,662,500	3,725,750	10,895	33	85	11,013	7
緑小学校	ほうかごひろば	188	40	151,800	1,289	4,053,000	4,204,800	26,201	28	38	26,267	8
	レッツおやじの会	2										
	小計	190	40	151,800	1,289	4,053,000	4,204,800	26,201	28	38	26,267	8
南小学校	放課後子ども教室	182	30	96,800	904	2,662,500	2,759,300	3,798	0	12	3,810	0
	小計	182	30	96,800	904	2,662,500	2,759,300	3,798	0	12	3,810	0
合計		1,541	398	1,315,600	8,748	25,290,000	26,605,600	131,909	104	331	132,344	87

令和6年度第3回小金井市放課後子どもプラン運営委員会

日 時 令和7年3月10日(月) 午前10時30分～

場 所 第二庁舎 801会議室

出席者 前田委員長、橋本副委員長、星野委員、多田委員、黒木委員、並木委員、川原委員、三浦生涯学習課長、内田図書館長、渡邊公民館長、平田指導室長、平岡児童青少年課長、伊藤コーディネーター、湊上コーディネーター、森田コーディネーター、西田コーディネーター、吉田コーディネーター

欠席者 鈴木庶務課長、鈴木子育て支援課長、富沢コーディネーター、野口コーディネーター、高橋コーディネーター

傍聴者 〇 1人

1 開 会

【前田委員長】皆さん、本日はお忙しい中、令和6年度第三回放課後子どもプラン運営委員会にご出席いただきありがとうございます。本日欠席のご連絡を頂いているのは子育て支援課長、社会教育委員の國分さん、小金井青少年健全育成6地区連絡会の高橋さん、第一小学校、富沢さん、第二小学校、野口さん、南小学校、高橋さんです。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、事務局よりお願いいたします。

【事務局】皆さん、今日はありがとうございます。

最初に、配付物の確認をお願いします。1つ目に、第2回放課後子どもプラン運営委員会議事録があります。続きまして、小学校9校の3月における放課後子ども教室のチラシがあります。続きまして、3つ目に、各放課後子ども教室の紹介について配付させていただいております。4つ目につきまして、この後議題に上がるんですけれども、意見・提案シートの案を配付させていただきました。足りない資料等ありますでしょうか。

【森田コーディネーター】申し訳ありません。小学校の報告なんですけれども、二小さん、四小さん、前原小さん、緑小さんのがないような。

【事務局】すみません。

【吉田コーディネーター】それと、緑小のチラシが裏面だけしか刷られていないです。

【事務局】ちょっとお待ちください。

【事務局】ありがとうございます。

こちら、配付しているものは大丈夫みたいなので、申し訳ないんですが、コーディネーターさんにはまた新しいものをお渡しいたします。失礼しました。

ほかに足りないものとかはございますでしょうか。

2 議 事

(1) 第2回放課後子ども運営委員会議事録について

【前田委員長】 それでは、議事に移りたいと思います。まず議事の1番目、第2回放課後子ども運営委員会議事録について、事務局から報告を求めます。

【事務局】 では、今お話ししましたお手元に配付してあります議事録は、令和6年10月23日に行いました第2回放課後子どもプラン運営委員会の議事録となっております。修正がないかを確認いただき、もしありましたら令和7年3月18日までに事務局へ御連絡いただければと思います。なければそのまま、期日を過ぎたことをもって修正なしとみなさせていただければと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

【前田委員長】 ありがとうございます。

質問等ないようでしたら、このまま次に進みたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

【平岡児童青少年課長】 児童青少年課長です。

議事録の6ページ目に委員の名前が空欄になっているところがありますけれども、委員の方も、自分の発言かどうか判断ができないと思うので、確認するときに困惑されるかと思うので、事務局で整理されてから18日までとされたらよろしいかとお思います。

以上です。

【事務局】 分かりました。

【前田委員長】 そうですね。議事録の中に、委員のところに空白になっている箇所が何か所かございます。

【事務局】 分かりました。修正して早急にお送りいたします。

【前田委員長】 恐らく推測なんですけど、文字を起こしている関係で、どなたが発言したか分からなくなってしまう状況かと思われますので、議事録を御覧になられて、御自身が発言した記憶がある方がいらっしゃったら、今泉さんにお声かけいただくと話が早いかと思います。

(2) 令和6年度放課後子ども教室について

【前田委員長】 それでは、そのまま議事の2番目、令和6年度放課後子ども教室について、各小学校コーディネーターからの説明を求めます。

第一小学校、第二小学校がお休みです。第三小学校からお願いしてよろしいでしょうか。

【伊藤コーディネーター】失礼します。三小コーディネーターの伊藤といいます。

お手元の資料のとおりです。特に真ん中の活動紹介を細かく書いてみました。このように、ほかの学校といろいろと特色がある部分を書いたほうが皆さんに御理解いただけるかと思ひまして、このように書いてみました。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございます。四小さんおられますか。お願いします。

【淵上コーディネーター】四小のコーディネーターの淵上です。よろしくお願いいたしますします。

四小もお手元の資料のとおりです。年間と3月のチラシをお渡ししているかと思ひます。一昨年度から特に大きな混乱もなく活動できております。特徴としては、思ひのほか中学生のボランティア、小学生の高学年のボランティアがよく来てくれて、とても助かっています。その姿を見て、また次の学年のボランティアができていて、ボランティアカードが足りなくなる事態も起きているくらいなので、この流れは続けていきたいと思ひているところです。

令和7年度から、学童さんが、今、学校とは別の所にあるんですけれども、学校の中にお教室を借りてということになるので、2月末にお話合ひも一応したんですけれども、やっている中でまたいろいろなことが起きてくると思ひるので、協力をしながら、いろいろと解決しながらやってきたいと思ひているところです。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございます。それでは、東小さん、おられますか。本町さん、いらっしゃいますか。

【西田コーディネーター】前原が先です。

【前田委員長】ああ、前原が先ですか。ごめんなさい。

どうぞ。

【森田コーディネーター】前原小のコーディネーターです。よろしくお願いいたします。

活動内容は記載のとおりになっております。活動紹介としては、こちらにも書いてあるんですけれども、前原の子どもたちは地域で見守るということをコンセプトに、多世代のスタッフが学童児童を含む100人から200人近い子どもたちを日々見守っています。現在、スタッフは19歳の学生の方から、20代の市内どこかのボランティアの方、前原小の卒業生、在校生保護者、卒業生保護者、在校生の祖母の方など70代まで約30名が登録しています。

週5日制で全日開催をしております。基本的には子どもの主体性・自主性、創造性を重んじた居場所として自由遊びを基本としています。水曜日には自由工作を行っています。材料はスタッフが集めた廃材を使っているので参加費無料ということで、どなたでもその日に参加したいと思ひた子が参加できるようにしています。

令和3年から地域未来塾が開始されまして、こちらでも中の居場所、外の場所ということで、連携して充実した居場所づくりが進められています。実は先日、生涯学習課長と児童青少年課長、前原小の地域未来塾のコーディネーターと一緒に話合いの場を設けていただきました。その中で、今後、教室不足が想定されるであろうという話が出たんですけれども、それは今年度も実は影響がありまして、前原小は非常に教室不足です。こちらで課題と書いてありますが、今年度4月、2月までの中止27回のうち、18回が空き教室不足のためでした。ほか2回は学校都合、7回は地域未来塾の開催日を雨天時はお休みをするとしていますので、7回は通常のお休みでしたが、27回のうち18回は空き教室不足というところで、予算が増加し、児童数の増加など嬉しい反面、空き教室不足による事業の後退が懸念されましたが、今年度もですが、来年度以降もそうです。開催日の減少、天候に左右される不安定な運営による子どもやスタッフ離れ、学童保育所のライトユーザーの受皿としての機能不全なども心配されます。

また、居場所の確保については、市内小学校9校は同様の状況下にありますので、本事業の推進のためにも、1年生教室の利用を視野に入れるなど、運営委員会での検討とかじ取りをお願いしたいというのが前原小としてのお願いであります。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございました。

それでは本町小学校、お願いできますか。

【西田コーディネーター】本町小学校のコーディネーターの西田です。よろしくお願いします。

本町小学校の報告書を見ていただければと思います。開催日数は186日で、年間の予定回数を全て中止なく開催できました。参加人数は毎回、50人から90人ぐらいで、平均すると60人程度です。本町小は学童が離れているため、学童の児童はその日、学童をお休みして参加する形ですので、1日に数名の学童の児童の参加です。

活動場所は、室内教室が低学年算数教室を、放課後、利用させていただいておりまして、それ以外に校庭、体育館を使わせていただいています。基本は室内教育と校庭ですが、雨天時や高温時は体育館を使います。また、室内教室も、保護者会などで非常に混雑する場合は、学校の御配慮で、図書室や家庭科室も使わせていただくことがあります。

開催日は月曜から金曜までの週5日、全て開催しています。低学年が4時間授業のときは1時から早く開催して、一旦帰って再登校しなくてもいいようにしています。

内容としましては、室内教室、校庭とも遊具を準備して、自由遊びで過ごしています。

トピックスとしましては、近隣に学芸大学がありますので、地域未来塾でも学芸大

生がたくさん協力してくれていますが、放課後子ども教室でも、校庭で遊んだり、宿題を教えてくれたりということで、学芸大学との連携が密になっています。また、本町小のOBの大学生も、夏休みや春休みにサポーターとして協力してくれています。3月もたくさんの大学生が参加して、子どもたちと共に放課後を過ごしています。現在、サポーターは23名で、保護者のOBや現保護者が主体となって活動をしています。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございました。

それでは、緑小学校お願いできますか。

【吉田コーディネーター】緑小は、活動紹介とみどりのほうかご3月というチラシを御覧いただければと思います。

緑小は、月曜日から金曜日、校庭と室内を同時開催していますので、雨などのときは中止はありません。なので、校庭が使えないときは室内の教室で活動したり、もしくは体育館に移動して活動をしています。本年度もいろいろなところを中心になって進めることができました。

大きな特徴としては、参加人数がとても多いです。一日平均140人、多くて200人超えをするときもあります。学童さんが平均五、六十参加するので、学童さんじゃない子どもたちの参加が多いのが特徴です。学童さんの参加の方法としましては、放課後に来て学童に遅刻して行くというパターンが1つと、学童を休んで放課後に参加する、この2つになっています。以前は行ったり来たりもしていたんですけども、児童の所在確認が物すごく煩雑になってしまって、毎回、毎回電話で来ていますか、来ていませんかみたいになってしまうので、今はこの2つの選択肢で子どもたちはうまく利用しているようです。

あとは御覧のとおりです。

あとは、すみません、室内なんですけれども、部屋が完全に確保されているかというところではなくて、例えば、問題はやはり1年生、2年生が4時間、5時間のときに、ほかの学年は授業があるので部屋が空いていません。なので、例えばやり方としては、低学年算数教室で45分を過ごし、放課後になったらみんなランドセルを持ってぞろぞろと移動して、図書室にまた部屋を移すという形を取っています。子どもたちもそれは慣れてきたんですけども、いかんせん緑小の図書室が4階ですので、2階から4階に上がったりとか、1階の算数教室からまた4階に上がったりとか、子どもたちにとっては不便をかけますけれども、そうやって何とか空き教室を利用させていただいている状況です。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございました。

本日御出席のコーディネーターの皆様、ありがとうございました。欠席されているところの御報告については、事務局からお願いいたします。

【事務局】では、こちらの報告書の第一小学校からお話しさせていただきます。

第一小学校の活動場所は主に学校内でやっておりまして、主な活動場所として第一小学校校庭、体育館、算数教室、ミーティングルーム、図書館を使わせてもらっています。開催日数は年間161日、参加人数が1日平均93人程度とのことです。令和6年度、一小的放課後子ども教室は、月、火、木が校庭開放、水、金が体育館開放を基本として開催をしていました。全学年の4時間授業の日に限り、4時間授業後に再登校なしで参加できるように繰上げ開催も行っているとのことです。

放課後の居場所を提供する自由遊び中心ですが、不定期で企画ものの教室も開催したとのことです。企画ものの教室は、以前から放課後子ども教室に御協力いただいている地域の方や学生サークルによるもので、工作、手芸、集団遊びがありました。また一小では、4年生以上のジュニアスタッフ制度を実施しており、ジュニアスタッフによるイベントの開催もありました。子どもたちで会議を行い、自分たちが考えたイベントの企画や準備をし、実施したとのことです。

学童とは避難訓練と一緒に実施するなど、連携協力を行っているとのことです。

コーディネーターは一小保護者のOG、PTA役員経験者の方、放課後子どもサポーターは保護者や地域の方が担っていて、配置人数は1回に当たり5名から6名とのことです。

続きまして、第二小学校です。第二小学校の主な活動場所は、多目的ルーム、体育館、校庭と中庭となっております。開催日数は年間で187日、3月の見込みも含まれております。参加人数平均が79.3人とのことです。

月曜日から金曜日まで室内自由遊び及び校庭遊び、水曜日と金曜日は学習アドバイザーの指導の下、工作や手芸、書道、運動などの体験教室を実施しております。児童が主体的に過ごせる居場所として、校庭遊び、室内遊びともに自由遊びを基本として行っております。

活動当初から学童保育所と連携しており、いつでも自由に学童から参加できる週2回の体験教室には、学童保育所の児童も参加しているとのことです。2022年より大学生のスタッフも活動に関わり、運動量の多い活動や遊びを盛んに行っております。

図書館団体利用を活用し、スタッフが厳選した本を1か月ごとに入替え設置をしております。また、定期的におはなし会を実施し、本に関連した活動につなげております。

保護者は、学校との連携はホームページを通して行っているとのことです。

コーディネーター、安全管理員は、地域の方や保護者の方が行っており、通常開催時は、配置人数5名、体験教室の実施時には6名を配置しております。

続きまして、東小学校です。東小学校の主な活動場所は校庭と体育館でございます。

開催日数は、3月分を見込んで年間180日です。参加人数の1日平均は104人となっております。令和6年度の主な活動として、放課後の校庭開放を月曜日から金曜日まで行っております。雨天時は学童と体育館を半面ずつ使用、開放をしているとのことです。

対象児童は全学年で、6時間授業の児童はそのまま参加、そのほかの児童は再登校として参加しているとのことです。子どもたちは校庭で、学童児童とともに一緒に遊んでおります。東小学校は学童と一体型の連携を取っているので、校庭では全ての児童を丸ごと見守りしております。学童スタッフの方々とともに見守りの中、危険箇所などの情報を共有したり、雨天時の体育館使用を確認したり等、協力を行っております。

また、プログラム活動として、東小おやじの会の方と親子で参加できるイベント、例えば、夏休みの水鉄砲大会、新聞紙チャンバラ、音と光の不思議体験などを行っており、ちＱ人さんとは、留学生との国際交流イベントも行っております。

コーディネーター、サポーターに関してなんですけれども、PTA役員、保護者、OGや大学生などがコーディネーター、サポーターとしてやっていただいております。校庭開放時は4名から5名の配置、プログラム活動が行われる場合は、学習アドバイザーを1名プラスした3から5名で行っております。

最後に南小学校です。南小学校に関しまして、主な活動場所は校庭、体育館、低学年少人数教室などを使っております。3月分見込みを含みまして、年間182日、開催しております。1日の平均参加人数は22人程度です。

毎月発行するお知らせで各教室の予定を告知しており、希望者は保護者の同意があれば、帰宅をしないでそのまま参加ができるとのことです。わくわく教室として、月曜日または水曜日に開催をしており、学習アドバイザーや保護者、地域の方の協力の下、陶芸、クラフト工作、手芸などのアイデア盛りだくさんの教室を開催しております。また、東京都の専門人材を活用した活動プログラムの充実事業を利用し、科学実験教室、お茶体験教室、和太鼓教室を実施いたしました。

室内あそびは、月曜日または水曜日に開催しており、宿題や読書、ボードゲーム、リサイクル品などを使った工作を作ったりして、自由に過ごすことができるようにしております。定員等は設けずに開催しているとのことです。

また、火・木・金は校庭あそびとしまして、遊具などを使って自由に遊べます。放課後までの時間は室内あそびも実施しております。雨天時などで中止にならないように、体育館あそびや室内あそびに変更できるように設定をしております。体育館や校庭の使用については、学童保育所との連携、連絡を取り、いろいろな面で連絡、協力をしているとのことです。

以上になります。

【前田委員長】ありがとうございました。

それでは、皆様にお伺いします。質問等、何かありましたらお願いいたします。

【渡邊公民館長】公民館長です。

報告なんですけれども、2月25日に緑小コーディネーターの吉田さんと、私と、地域コーディネーターのヤギさん、それから公民館緑分館の職員のイトウさんと4名で少しお話をさせていただく機会を持ってもらいました。

中身としましては、今年度、公民館緑分館が業務委託をしております、受託者のほうで学校との連携をいろいろと模索している状況で、何かお手伝いできることですか、こういった連携ができるのかというのを少し御相談させていただきました。その中で出された意見としては、様々なボランティアの方に入ってもらっているんですけれども、そういったボランティアを養成するような講座を公民館でできないかという御要望をいただいております、来年度できるかどうか分からないんですけれども、少し何かしら連携が進むように我々も取り組んでいきたいと思っております。

それから、緑分館、放課後子どもとは、学校との連携という部分ですけれども、例えばですけれども、公民館緑分館の中に生徒たちがつくったポスターを展示するとか、そういった形で何かしら公民館と学校との連携を進めていければいいねというような話を少しさせていただいて、次年度以降少しずつできるところから連携を進めていきたいというようなお話をさせていただきましたので御報告させていただきました。

【前田委員長】ありがとうございました。ほか何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、ちょっと進めます。

総括として、実行委員長より発言を求めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【森田コーディネーター】よろしくお願いいたします。

実行委員会からのお願いということで、今年度話し合ってきたことについて、2点御報告申し上げたいと思います。

1つには、小金井市新・放課後子ども総合プラン協議会というのがあるんですけれども、そちらの協議会のほうが今年度開催されなかった学校が幾つかありまして、できれば最低年1回は開催していただきたいなとお願いするところです。

こちらのほうに、一応、年に数回、皆さんの報告のほうにもあると思うんですけれども、協議会のほうでも、こちらの運営について話し合いをしているという記載もありますので、こちらでもぜひ来年度以降よろしくお願いいたしますと思います。

あと、もう一つ、こちらのほうは、実行委員長として、担当課と、あと統括地域コーディネーターのほうに御相談させていただいたことなんですけれども、各学校の協

議会の場に、中学校を入れて、せっかく14校コミュニティースクール化しましたし、あと、地域未来塾も順次始まっています。子どもの放課後の居場所について検討するという大きな議題があると思いますので、一応、放課後子どもプランのほうの協議会の構成員というのは、教職員、学童保育、施設指導員、放課後子ども教室関係者、児童青少年課職員、生涯学習課職員となっているんですけども、こちらのほうに、その学校の地域コーディネーターや未来塾のコーディネーター、また統括コーディネーターのほうの出席についてもお声かけをし、構成員にはなっていないんですけども、一緒に情報共有、相談の場にさせていただけると大変ありがたいなと思っています。

地域コーディネーターの連絡会とかあるんですけども、そちらのほうも年に一、二回開催ということで、なかなかその2回で地域コーディネーターの全体的な情報共有、あと地域未来塾の全体的な情報共有とか相談、連絡、交流の場とはなっているんですけども、各学校において同じ目的の下、情報共有の場が、この協議会を利用してできるといいのではないかとこのところでの提案であります。

こちらのほうは要望がありますので、正式な構成員としてではなくても声かけをするという考え方と、あともう一つは要綱のほうの見直しも可能なのであれば、そちらも順次取りかかっていたいただくと大変助かりますというところでお願いします。

あともう一つは、先ほど前原小のところでも触れたんですけども、居場所の確保です。この後一小さんでも学校の増改築が始まります。開催する場所探し、確保が大変になっていますし、三小さんのほうにも書いてあります、やはり放課後の居場所の確保が大変厳しい。

あと、先ほど緑小さんの話でも出ましたが、1日を通して同じ場所で開催できているわけではない。子どもたちがあっちの部屋、こっちの部屋と移動して、場所を確保しているということが生じています。前原小に関しても、基本が校庭遊びなので、例えば雨天でありましたというときに、学校にその都度その都度居場所があるのかどうか、空いている教室があるのかどうか、その確認をしないといけない状況なんですね。要するに毎日毎日学校と打合せが必要になってきてしまうということがありますので、できれば通して、この場所、この部屋という確保ができると安定した運営ができるのではないかと考えています。それもあって、居場所の確保については1年生教室の利用も視野に入れるなど、こちら運営委員会での検討と、またやり取りもお願いしたいと思っています。

来年度以降、多目的教室が普通教室になる学校も増えています。また学童さんの学校の教室利用も多分増えることが予想されています。そのような中で放課後子ども教室として安定的継続をしていくためには、普通教室で一番早く空く1年生の教室の利用をお願いしたいというところです。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございました。何か質問等ございますでしょうか。

それでは、ないようですので先に進めたいと思います。

(3) 意見・提案シートの導入について

【前田委員長】それでは、議事の3番目、意見・提案シートの導入について、事務局から報告を求めます。

【事務局】皆様のお手元に意見・提案シートという名目の紙が配られているかと思います。

こちらなんですけれども、広く意見・提案をいただき、今後の運営委員会のさらなる発展等に寄与できればと考えております。

なお、こちらの意見・提案シートなんですけれども、苦情、要望ではなく、あくまで建設的先を見据えた、よりよくなるような御提案をというところを踏まえまして、今後、こちらの紙を導入できればと思って、本日議題に上げさせていただきました。

よろしければ、お諮りいただければと思うんですけれども、何か御質問等あったりいたしますでしょうか。

【前田委員長】お手元の資料に意見・提案シートというのが入っているかと思います。

【川原委員】川原です。今まで、いろんなこういう運営委員会とかで傍聴の方が意見・提案シートとかを出していると思うんですけれども、この会議体には今まででこういう存在がなかったということでしょうか。

【事務局】そうですね。今までなかったもので、今後ほかの委員会とか審議会とかを見習って入れていくのはいかがでしょうかということで、本日提案させていただいたんですけれども。

【川原委員】分かりました。ありがとうございます。

【前田委員長】それでは、委員の皆様にお諮り申し上げます。この意見・提案シートにつきまして、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前田委員長】それでは、導入ということで、よろしくお願いいたします。

(4) 令和5年度放課後子ども教室報告書について

【前田委員長】続きまして、議事の4番目、令和5年度放課後子ども教室報告書について、事務局から報告を求めます。

【事務局】令和5年度放課後子ども教室の報告書について、前回、第2回の放課後子どもプラン運営委員会の際に、令和7年度から必要部数の印刷を行い、PDFをホームページに掲載することで周知をするところではあるんですけれども、昨今の価格高騰などにより紙等が値上がりをしてしまっておりまして、予算内での作成が非常に困難でありまして、そのため、大変申し訳ないんですけれども、今回の令

和5年度の報告書より必要部数を印刷で行って、PDFでデータの周知とさせていた
だければと思うんですが。

【前田委員長】6だね。

【事務局】失礼しました。令和6年度の報告書。

【前田委員長】そうだね。

【事務局】はい。の必要部数を行いという形で諮ったんですけれども、令和5年度の報告
書から、今、令和4年度の報告書が一番最新なんですけれども、今、令和5年度のもの
をつくっていて、いつも1年ずれて作成しているので。それで、令和5年度のもの
からずれて印刷を行って、PDFデータでの周知とさせていただければと思うんです
けれども、いかがでしょうか。

【前田委員長】従前からお願いをしていた印刷所が廃業なされるとか、そういったケースで
ございまして、資材の高騰と、あとやっていただけたところがなくなったということ
で、今後の報告書については、PDFで御報告申し上げるという形に変更したいとい
う事務局のお話でございます。

問題がなければ、このままPDFでの報告ということでよろしいでしょうか。何か
異議ございますでしょうか。印刷物が必要な場合は事務局のほうに問合せいただけれ
ば、その場で印刷するなりそういった対応で、手渡しでのお渡しも可能ということ
を伺っております。

前回の委員会だと、副委員長からの質問で、来年度、次年度から導入するというお
話だったんですけれども、今回また状況が変わりまして、業者さんが多分やっていた
だけない、廃業されてしまったと。新しいところを探す、また、その範囲でも金額の
折り合いがつかないという状況で、苦肉の策というか、これしかないだろうというこ
とで、PDFの報告とさせていただきたいということでございます。

特に何か質問等ございますでしょうか。

3 その他

(1) 各委員より意見等

【前田委員長】特になければ、最後、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局】最後になります。

再度御連絡なんですけれども、先ほど私のところで空欄があったところなん
ですけれども、その部分を訂正しまして、早急に皆様に配付をして、修正等がなけれ
ば、3月18日をもって第2回の議事録のアップロードにしていこうと思っております
のでよろしくお願いします。

メールアドレス等をこちらにいただいている方に関しては、メールアドレス先に送
らせていただこうと思います。こちらがメールを知らない場合は郵送で送らせていた

だこうと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

以上になります。

【前田委員長】ありがとうございます。

それでは、令和6年度第3回運営委員会、これで終わりなんですが、令和6年最後になりますので、副委員長、一言よろしければ。

【橋本副委員長】それぞれコーディネーターの労によって無事1年が終わりましたけれども、また、今出されましたように反省事項、課題もたくさんありますけれども、一つ一つ解決しながら、さらに充実した活動ができればと思いますので、続いて御協力よろしく願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

【前田委員長】1年間委員長を務めさせていただきました。至らぬ点、多々あったと思います。議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これにて第3回の運営委員会を終了したいと思います。ありがとうございます。

【平岡児童青少年課長】すいません、2番のその他ってないんでしたっけ。その他の各委員の意見等と次第には書いてあるんですが、それは……。

【前田委員長】最後、お諮りしたんですけれども、何かございますか。

【平岡児童青少年課長】すいません、学童のほうから発表させていただいてもいいですか、申し訳ありません。

【前田委員長】どうぞ。

【平岡児童青少年課長】ありがとうございます。

先ほど各校のコーディネーター様のほうから御報告がありましたとおり、令和7年度に関しましては、まずは第四小学校のさわらび学童保育所につきましては、会議室をお借りして、第3学童を開くことになりました。皆様の御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また細かい調整等は別途させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、まえはら学童につきましては、令和7年度から新しい事業者である日本保育サービスさんというところに事業者が変わることになりました。こちらにつきましては、12月から順次引継ぎ等はさせていただいております。4月1日から事業者が変わります。先ほどコーディネーターさんのほうから御報告がありましたとおり、現在、学校統合、新年度に向けて教室の手配等を様々されているところでございまして、前原小学校も含めて御調整をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、みどり学童についてでございます。みどり学童につきましては、みどり児童館の活動室、大体約50平米のところなんですけれども、そちらを今第2学童支所として、みどり学童につきましては、来年度15名程度増える可能性もございしますので、定員25名というところで、学童の場所として日中は使わせていただくとい

うところで今調整をしてございます。

コーディネーターさんのほうからも、放課後の子どもの居場所というところで場所の確保になかなか苦慮されているというお話がございましたけれども、今後3月25日に行われます総合教育会議におきまして、学童保育所の大規模化につきましては、こちら市長、教育長も入っている会議でございますので、委員の皆様にも状況等を御説明しながら、学童の大規模化の抜本的な対応というところで進めてまいりたいと考えております。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

【前田委員長】ありがとうございます。

【三浦生涯学習課長】今の発言は議題の2の発言という整理ですか。

【前田委員長】そうですね、その他の整理になります。

【平岡児童青少年課長】その他の整理ですね。

【前田委員長】今のお話について御質問等ございますか。

どうぞ。

【森田コーディネーター】すいません、実行委員長としてなんですけれども、3月25日の会議の場でいろいろ発表されることもあるかと思います。その場の中に、放課後子ども教室の居場所については議題にはならないと思うんですけれども、そこに合わせて、一緒というか、同時進行というか、そういうことで考えていただけると大変ありがたいなと思っています。それは小金井市に対してなんですけれども、この運営委員会の場でも、来年度以降どうやって居場所の確保をしていくとかということを議題の一つとして、この場に上げていただけたらと本当にそれは思っています。

学童保育所の子どもたちの人数が増えたということ、あと、放課後子ども教室の参加の子どもたちの人数が増えているということ、これは本当にありがたい、喜ばしいことなんですね。なので、せっかく子どもたちが増えたところで、子どもたちの居場所の確保を、学童保育所も放課後子ども教室も地域未来塾も、きちんと乗り遅れることなく子どもたちの居場所を来年度1年かけてきちんと確保していけたらと思っています。それはコーディネーターが1人でできることはありませんので、ぜひ小金井市の取組として御協力よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【前田委員長】ありがとうございました。

4 閉 会

【前田委員長】ほかよろしいでしょうか。

それでは、改めて第3回の運営委員会を締めたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —

意見・提案シート

◆放課後子ども教室運営委員会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、生涯学習課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、放課後子ども運営委員会で資料として配付します。

長期休み期間（特に夏休み）にも放課後子ども教室を開催

して欲しい。

・学校の友達と過ごせる場所を増やすため

・学童に通えなくなる4年生以上の居場所を増やすため

・夏休み中に安心して過ごせる場所を増やすため（昨今は

夏の気温が異常に高く、外遊びでは危険を伴う。学校の教

室や体育館が使用できれば比較的安全に過ごすことが可

能となる）

まずは夏休みの数日だけでも開催頂けると子供を持つ親

としては非常に助かります。

提出日 2025 年 7 月 9 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名 小谷

(送付先)

小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒184-8504 小金井市前原町3-41-15 連絡先：042-316-6600

FAX：042-383-1133 E-mail：k020199@koganei-shi.jp

